

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

参考資料 2

内閣府

| 事業名                                      | 施策の内容                                                                                      | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | リスクコミュニケーションの実施<br>意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。 | 24                      | 41                      |
| 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)               | 地産地消の推進に向けた取組等、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援する。                   | 200,000の内数              | 237,367の内数              |

## 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

消費者庁

| 事業名                 | 施策の内容                                                                                                    | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食品ロス削減推進調査事業        | 食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進する。また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。 | 32                      | 56                      |
| 消費者安全に関する啓発の推進      | 食品の安全性に関する科学的知見に裏打ちされた情報を提供することにより、消費者自らが正しい判断ができるよう、リスクコミュニケーションを実施する。                                  | 75                      | 77                      |
| エシカル消費に関する調査及び教育の推進 | 民間団体等によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、情報発信の取組を強化する。                                   | 11                      | 13                      |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

こども家庭庁

| 事業名                     | 施策の内容                                                                                                                                                               | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等 | 成育基本法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくなど、当事者を含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施する。 | 2,010の内数                | 5,598の内数                |
| 地域こどもの生活支援強化事業          | 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みを作ることによって、地域のこどもたちへの支援体制の強化を図る地方公共団体の取組を支援する。           | 17,996の内数               | 19,599の内数               |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

総務省

| 事業名                         | 施策の内容                                                                                                           | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 | 子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施する。<br>また、モデル事業の取組やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催する。 | 18                      | 18                      |

## 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

外務省

| 事業名                                | 施策の内容                                                                                   | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 国際連合世界食糧計画<br>(WFP) 拠出金(任意拠出<br>金) | 国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際<br>的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題<br>等に関する情報提供を行う。                      | 211の内数                  | 540の内数                  |
| 在外公館文化事業                           | 在外公館が管轄地域における要人との人脈形成、<br>対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外<br>交活動の一環として主催(共催)する総合的な日本<br>文化を発信する。 | 186の内数                  | 1,339の内数                |
| 「日本の魅力」発信事業                        | 日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け<br>日本事情発信誌や映像資料を作成する。                                             | 50の内数                   | 55の内数                   |
| 国際連合食糧農業機関<br>分担金(FAO)             | 国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出<br>することにより、同機関が実施する食品の安全や栄<br>養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取<br>組へ貢献する。 | 6,047の内数                | 6,007の内数                |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

文部科学省

| 事業名                                                                                            | 施策の内容                                                                                                                                                                          | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円)      | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円)      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業(学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究)                   | 食料・農業・農村基本法が改正されたことを踏まえ、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出する。 | 59                           | 58                           |
| 食の指導改善充実事業<br>(①食に関する健康課題対策支援事業<br>②栄養教諭による食の指導普及啓発(食の指導改善充実に向けた調査研究)<br>③学校給食におけるリスクマネジメント強化) | ①栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、個別指導の実践事例を創出する。                                                                                                         | 39                           | —                            |
|                                                                                                | ②栄養教諭の役割や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施する。併せて栄養教諭の効果的な活用に関する好事例の紹介資料を作成し、全国へ普及する。地方公共団体において栄養教諭の職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施する。          | 20                           | 44                           |
|                                                                                                | ③学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、留意すべき事項を研修動画教材としてまとめる。さらに作成した動画教材を使用し研修会を開催するとともに要点をまとめた普及啓発資料を作成する。                                                                                | —                            | 31                           |
| 学校保健・食育推進体制支援事業                                                                                | 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。                | 52の内数                        | 71の内数                        |
| 地域における家庭教育支援基盤構築事業                                                                             | 地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への、子供の生活習慣や食育を含む学習機会の提供など、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。                                                                                                | 68の内数                        | 83の内数                        |
| 「早寝早起朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業                                                                        | 国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中高生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。                                                                                     | —<br>(国立青少年教育振興機構の<br>予算で実施) | —<br>(国立青少年教育振興機構の<br>予算で実施) |
| 公立学校施設の整備                                                                                      | 学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。                                                                                                                   | 69,134の内数                    | 206,568+事項<br>要求の内数          |

## 文部科学省

| 事業名                               | 施策の内容                                                                                                                                                          | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 伝統文化親子教室事業                        | 次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。                                           | 1,488の内数                | 1,578の内数                |
| 現代型食生活のための<br>食品成分情報取得・活用<br>強化事業 | 日本食品標準成分表に関して、現代型食生活を踏まえた収載食品の追加・更新等に係る調査等を行う。                                                                                                                 | 128の内数                  | 128の内数                  |
| 国民文化祭                             | 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与する。 | 254の内数                  | 254の内数                  |
| 健全育成のための体験<br>活動推進事業              | 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、不登校児童生徒も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるよう着実に支援する。                                             | 99の内数                   | 177の内数                  |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

厚生労働省

| 事業名                              | 施策の内容                                                                                                                                                       | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第三次)」)      | 令和6年度からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」について、国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。 | 763                     | 1,015                   |
| 8020運動・口腔保健推進事業                  | 都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。                                                                                                       | 1,326の内数                | 1,466の内数                |
| 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 | 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。                                                                                 | 9                       | 9                       |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

農林水産省

| 事業名                                                                        | 施策の内容                                                                                                                                                                                           | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食育活動の全国展開事業                                                                | 次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育に関する意識調査等のほか、官民連携食育プラットフォームの運営や、食育実践優良法人顕彰の実施により、食育の全国展開を図る。加えて、次期食育推進基本計画の市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査及び「見える化」を通じて、市町村レベルでの取組の加速化に取り組む。              | 74                      | 85                      |
| 消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(食品安全等に関する消費者の理解醸成等)                                 | 次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。 | 1,896の内数                | 2,426の内数                |
| 消費者理解醸成・行動変容推進事業                                                           | 国民の行動変容のため新たな食料システムを支える企業等の優良な取組を表彰し、これら取組との直接的な接点の場を設け、SNS等による情報発信を行う。                                                                                                                         | 48                      | 196                     |
| みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり(食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進) | みどりの食料システム戦略の加速化に向け、環境負荷低減の取組の「見える化」を充実させるとともに、生産から加工・流通、消費までの食料システム関係者の行動変容を促進する。                                                                                                              | 612の内数                  | 3,911の内数                |
| 持続的な食料システムの確立のうち地域型食品企業等連携促進事業                                             | 食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を設置するとともに、都道府県に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を支援する。                                       | 66                      | 197の内数                  |
| 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちサステナビリティ課題解決支援事業                                  | 海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題(気候変動、人権、栄養、サーキュラーエコノミー)等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、官民連携の場の構築やサステナビリティ課題に関する調査を行う。                                                                           | 51                      | 56                      |
| 和食の保護・継承と付加価値創出促進事業(持続可能な地域の食文化の継承支援事業)                                    | 我が国の伝統的な食文化を次世代に継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進するとともに、和食の付加価値創出の促進に向けた伝統的な食のデータベースの拡充を図る。                                                                                                        | 6                       | 35                      |
| 食品ロス削減等総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業(食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業)                    | 事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標(小売65%・外食50%)の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進を支援する。                                                                    | 16                      | 161                     |

農林水産省

| 事業名                                                 | 施策の内容                                                                                                                                                        | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食品アクセス総合対策事業                                        | 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施する。                   | 124                     | 643                     |
| 米需要創造価値推進事業                                         | 米の需要拡大のため、中高年層に向け米の付加価値を調査・情報発信する取組、また若年層、青年層に向け簡便化志向をとらえたご飯の食べ方の提案など米食の普及を図る取組を支援する。                                                                        | 10                      | 25                      |
| 野菜・果実の摂取拡大対策事業                                      | 野菜・果実の摂取拡大に向けて、野菜・果実の消費動向調査、ナッジ理論を活用した消費者の行動変容を促すための取組の実証、同調査や実証結果を踏まえたWebやSNSを活用した情報発信を実施する。                                                                | 1                       | 11                      |
| みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業                | 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用など消費まで一貫し、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組を支援する。                                                                     | 612の内数                  | 3,911の内数                |
| みどりの食料システム戦略推進総合対策(有機農業推進総合対策事業)のうち国産有機農産物等需要拡大支援事業 | 国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、生産者と事業者間のマッチング等を支援する。                                                                           | 612の内数                  | 3,911の内数                |
| 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策                            | 農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援する。                                                              | 7,389の内数                | 8,575の内数                |
| 農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策                              | 都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援する。                                                                                                         | 7,389の内数                | 8,575の内数                |
| 持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物消費拡大推進事業              | 水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、魚食普及活動や消費者等に向けた情報発信を支援する。                                                                                                       | 582の内数                  | 1,393の内数                |
| 海業振興支援事業                                            | 地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を推促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化する。 | 275の内数                  | 800の内数                  |
| 浜の活力再生・成長促進交付金のうち海業推進事業                             | 海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備を支援する。                                                                                                | 1,952の内数                | 5,000の内数                |

## 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

経済産業省

| 事業名                                | 施策の内容                                                                                                                  | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ヘルスケア産業競争力強化事業(うちヘルスケア産業基盤高度化推進事業) | 健康経営の推進・発展<br>企業が従業員の健康に経営的視点から取り組む、健康経営を発展させる。具体的には、健康経営に係る顕彰制度の推進とともに、健康経営の効果検証等を行い、健康経営のすそ野拡大及び質的向上を図り、健康への投資を促進する。 | 400の内数                  | 700の内数                  |

# 令和8(2026)年度食育関連予算概算要求額

環境省

| 事業名                                 | 施策の内容                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和7年度<br>当初予算額<br>(百万円) | 令和8年度<br>概算要求額<br>(百万円) |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費              | <p>学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。</p> <p>学校において食育・環境教育を実施することは給食の食べ残し等の食品ロスの削減に資すると考えられ、食品ロス削減に関する普及啓発の観点からも、学校において食品ロス削減に係る取組を行うことは重要である。このため、学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の推進策の検討や食品ロス削減の取組の普及啓発を行い、その効果検証を行う地方自治体を支援する。</p> | 150の内数                  | 300の内数                  |
| 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業 | <p>脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。</p>                                                                  | 3,174の内数                | 3,084の内数                |

# 新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

8年度概算要求額 **2,373.7億円**【うち要望額373.7億円】  
（7年度予算額 2,000.0億円）

## 事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労官など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

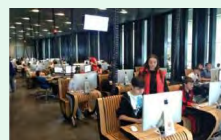
## 事業イメージ・具体例

### ○対象事業

#### 第2世代交付金

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施  
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代  
交流施設の一体的な整備  
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する  
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



#### デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決  
や魅力向上に資する取組を支援。

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



#### 地域防災緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に改善する  
ため、地方公共団体の先進的な防災の  
取組を支援。

#### 地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディ  
ングプロジェクトの産業拠点整備等に  
必要となる関連インフラの整備を支援。

## 資金の流れ



交付金

※地方財政措置については検討中。

都道府県  
市区町村

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

## 期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

# 食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和8年度概算要求額 **54百万円**（令和7年度予算額 60百万円）〔食品ロス削減推進調査経費〕

令和8年度概算要求額 **1.7百万円**（令和7年度予算額 1.7百万円）〔食品ロス削減推進会議〕

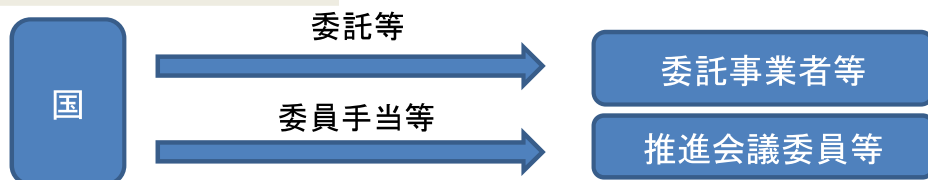
## 事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
  - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
  - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
  - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
  - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
  - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
  - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 2000年度比で2030年度までに、事業系食品ロス量を60%削減、家庭系食品ロス量を半減させる目標を達成する。

# 消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和8年度概算要求額 **77百万円**【うち要望額 2百万円】

（令和7年度予算額 75百万円）

## 事業概要・目的・必要性

### （１）新たなリスクコミュニケーションテーマへの対応。

○ 消費者庁では従前より、東京電力福島第一原子力発電所事故発生による風評影響払拭のため、地方公共団体等と連携し様々な取組を行ってきたところであるが、復興基本方針（R1.12.20閣議決定）においても、復興・創生期間後も引き続き取組を行うよう求められているところであり、継続的な事業の実施が求められている。

○ 近年、日本各地において、地下水等から水道水の暫定目標値を超えるPFASが検出されていることを受け、国民から食品等を介した人体への影響に強い不安が訴えられている。また、令和8年4月にはからにPFASが加えられるとともに、ミネラルウォーターにおける基準値が新たに設定されたことを踏まえ、国民に対し科学的知見に基づく正確な情報の発信が求められている。

この他、近年市場流通が始まったゲノム編集技術応用食品や細胞培養食品等の新たな食品に対する消費者理解の促進や消費者と関係機関との信頼の構築、諸外国における添加物規制強化に対する対応等これまで以上にリスクコミュニケーションを求められることから、必要な対応を行う。

○ ついては、リスクコミュニケーションの実施回数を増やし、それに要する経費を手当する。

### （２）いわゆる「健康食品」にかかるリスクコミュニケーションの強化

○ 消費者庁では、これまで紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会議の決定を受け、いわゆる「健康食品」に関するリスクコミュニケーションを実施し、摂取の際の留意点を啓発してきたところ。一方、健康食品に関する消費者アンケートの結果、情報源として国の発信する情報を活用している人は少なかったことから、令和8年度においては、引き続き分かりやすい情報の発信により消費者の理解の増進に努めるとともに、科学的知見に裏打ちされた情報源としての国の情報の活用を推進する。

## 事業イメージ・具体例

### （１）の具体例

- ・ 東京や大阪等の大消費地における消費者、生産者、事業者等との意見交換会の実施
- ・ イベントにおけるブースの設置やステージによる情報発信

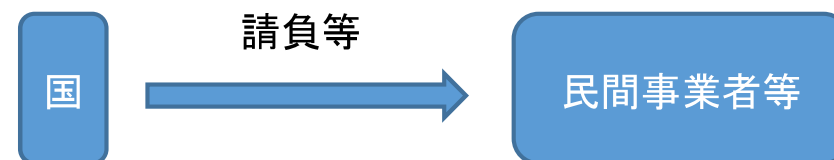
### （２）の具体例

- ・ 消費者に正しい知識を得てもらうためのイベント等の実施
- ・ 消費者にHPやSNS等を通して分かりやすい情報発信
- ・ イベントにてリーフレット等の手元に残る物を配布

## 期待される効果

- 消費者等の新たな食品を含む食品に対する信頼構築
- 消費者による科学的根拠に基づく合理的な意思決定
- 消費者を正しい消費行動へ誘導

## 資金の流れ



# 消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和8年度概算要求額 **74百万円**（令和7年度予算額 76百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕

令和8年度概算要求額 **6.8百万円**（令和7年度予算額 6.8百万円）〔消費者教育推進会議〕

## 事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、総合的な消費者教育のための環境を整備する。また、エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）に関する普及啓発を行う。
- 消費者支援活動を活性化し、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループ顕彰する。
- 消費者の自立を支援するため、消費者月間の間、消費者、事業者、行政等が一体となり、消費者問題に関する様々な啓発・教育事業を集中的に実施する。

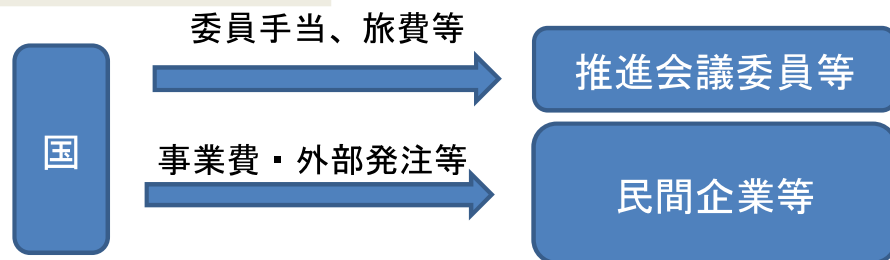
## 事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議（審議会）の開催  
社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育等について議論を行う。
- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進  
消費者被害の未然防止を図り、地域における「消費者力」育成・強化の取組を推進するため、地域のコーディネーターや担い手を対象とした体験型教材の活用や実践方法について習得する地域会議を全国3箇所程度開催し、地域での取組成果の連携・構築を図る。

## 事業イメージ・具体例

- 事業者における消費者教育の推進  
職域での消費者教育に取り組む余力がない中小企業をはじめとした事業者向けに、社内の新人研修や節目の研修等で手軽に導入が可能なeラーニングによる消費者教育教材を開発し、事業者団体等への周知や活用促進を行うことで、社会人向けの切れ目ない消費者教育の機会を提供する。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進  
地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、情報発信の取組を強化する。  
エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。
- 消費者支援功労者表彰  
関係団体の推薦を基に、選定会議の審査を経て、内閣府特命担当大臣が被表彰者を決定する。※令和7年度は、総理表彰5件、大臣表彰13件、ベスト消費者サポーター一章22件を授与
- 消費者月間  
消費者被害の防止や消費者安全の確保等の課題について、消費者一人一人が自分ごととして捉え、その解決に向けた具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、消費者、事業者、行政が一体となって、ポスター作成等の普及啓発等の事業を集中的に実施する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者・事業者間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自立した消費者を育成する。また、消費者・事業者による公正で持続可能な社会の形成への積極的な参画を促す。
- 全国の消費者支援活動を活性化し、消費者被害の防止・解決を図る。
- 消費生活における様々な課題の解決に向け、消費者月間における普及啓発事業の集中的実施を通して、消費者一人一人の取組を促進する。<sup>16</sup>

令和 8 年度概算要求額：こども政策推進事業委託費 56億円の内数（20.1億円の内数）

## 目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子 2 1」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子 2 1」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子 2 1 のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

## 実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）
- ◆ 事業内容：（１）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子 2 1 事務局の運営等  
（２）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等  
（３）コンテンツの整理、情報発信

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」  
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く  
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

# 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

## 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

○ **地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大12,483千円（8,502千円））

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：15,075千円（11,065千円）

ア 食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う事業（補助基準額：3,140千円（3,070千円））

※ 長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）

イ 多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など様々な体験や交流等を提供する事業

（補助基準額：3,910千円）

ウ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）

（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）

エ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,913千円（2,912千円））

オ その他上記に類する事業

※ ア～オを組み合わせ実施（ウは①又は②いずれかのみ）

○ **要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,592千円（2,563千円））

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

## 福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

### 食事の提供



### 体験や多様な人との交流機会の提供



### こども用品の提供



発見

連携

支援が必要なこども

要保護児童  
対策地域  
協議会

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

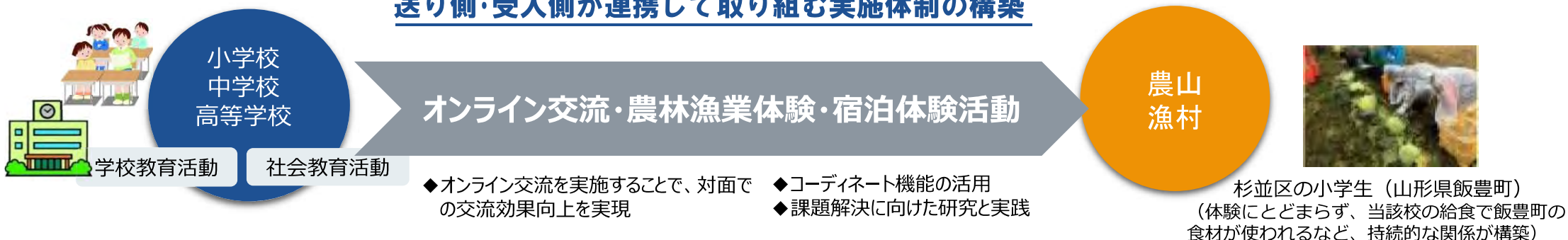
【補助率】 国：2／3、都道府県・市町村：1／3

# 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R8 概算要求額：18百万円  
(R7 当初予算額：18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報共有を図るとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省で連携・協力しながら推進。

## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



### ① 子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

| 送り側                                                                                                                                                                                                 | 受入側                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネートに要する経費</li><li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li><li>・バスや備品等の借上げ料</li><li>・補助員等への謝金</li><li>・子供、教員、補助員等に係る保険料</li><li>・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネートに要する経費</li><li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li><li>・バスや備品等の借上げ料</li><li>・指導員、NPOスタッフへの謝金</li><li>・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料</li><li>・オンライン交流に要する経費</li><li>・受入体制の整備に係る経費</li></ul> 等 |

### ② 体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

国の委託先が伴走支援しながら、効果的な宿泊体験プログラムの内容や、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとする「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

### ③ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

# 国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（外務省国際協力局緊急・人道支援課）裁量

令和8年度要求総額540,000千円【うち要望540,000千円】

（令和7年度予算額 210,661千円、令和6年度補正予算額 8,247,853千円、令和5年度補正予算額 6,869,904千円）

## 事業概要・目的

### ○設立

多国間食料援助に関する国連及びFAO（国連食糧農業機関）の共同計画として、1963年に発足。

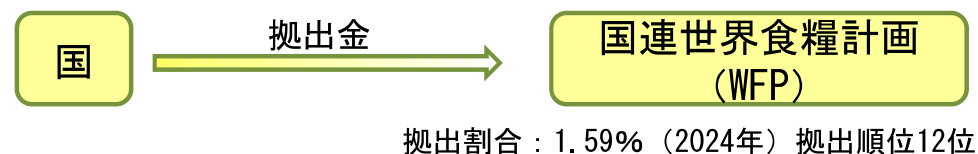
### ○事業概要・目的

飢餓と貧困の撲滅を目的とし、①自然災害や紛争による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急食料支援、②人道支援物資の輸送等の支援、③母子栄養支援、④飢餓や食料不安に苦しむ人々の自立・強靱性構築のための支援等を実施。

### ○拠出の意義

- (1)紛争、気候変動、エネルギー・食料価格の高騰等を含む経済的ショックの影響等を受け、近年、世界の飢餓人口は高水準で推移し、2024年には、最大で約7億1,960万人が飢餓に直面。かかる状況に対応するため、WFPは脆弱な人々への食料支援を拡大し、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標（SDGs）の理念や我が国が外交の柱の一つとする「人間の安全保障」の実現に貢献。
- (2)「経済財政運営と改革の基本方針2025」の第2章4(3)「外交・安全保障の変化」に記載されている”…、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、気候変動及びプラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な形でODAを拡充する”の具現化に資する。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

### 【事業内容】

○食料・食料配給券の配布

○成長や教育を目的とした食料支援

（学校給食、妊産婦・子どもへの栄養強化食品配布等）

○労働、職業訓練の対価としての食料支援（農村女性の能力強化・生計向上、社会インフラ整備等）

### 【対象地域・実績】

2024年には、食料不安に直面する約1億2,400万人に対し、約250万トンの食料を配布するなどの支援を実施。

学校給食が約2,000万人の児童に提供されたほか、約1,880万人の母子の栄養改善が図られた。また、約630万人が労働の対価としての食料支援プログラムに参加した。



## 期待される効果

○自然災害、紛争、食料・エネルギー価格の高騰等の経済的な影響等を受け、食料不安に直面する難民・避難民等を含む脆弱な人々に対する食料支援の提供。

○今次要求額により、例えばバングラデシュで、避難民30万人以上に対する一か月間の食料支援が可能。

○自然災害や紛争被災者への支援を通じた「人間の安全保障」「積極的平和主義」「SDGs」の推進、国際社会との連携強化 22

# 在外公館文化事業

## ◆ 親日層の維持形成を目的として、在外公館が主催(共催)する日本文化紹介事業



### イタリア(和食、地方の魅力、無形文化遺産) 「日本SAKEキャラバン(リエーティ遠征)」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】静岡県伊東市と姉妹都市関係にあるリエーティ市の協力のもと、酒サムライ(日本酒造青年協議会が毎年、日本酒の普及に貢献した人に叙任している称号)による、我が国の酒各種(日本酒、ウイスキー、焼酎等)の歴史や製造方法、違い、飲み方等を説明し、イタリア地元特産物とのマリアージュについても紹介した。



- ★伊東市と姉妹都市提携にあるリエーティ市側が、会場・食事・酒サムライへの謝金等を提供。
- ★伊東市から派遣された高校生が参加し、伊東市の魅力紹介。
- ★大使館負担費用は約18万円(酒等)。



### コスタリカ(武道、障害者支援事業) 「日本大使杯柔道大会」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】日本の伝統武道柔道を普及させるとともにスポーツを通じた日本とコスタリカの友好親善のために開催され、全国から柔道選手が集まる重要な大会の一つとして位置づけられている事業。



- ★本大会は成人のみならず児童や幼児、障がい者の部門が設置され、包括的なスポーツ推進に大きく貢献。
- ★開会式には柔道連盟会長及びオリンピック委員会事務局長が出席。コーチとしてコスタリカ人オリンピック選手が東海大学留学を終え参加。
- ★SNS広報努めた結果、1,000人公募に、1,600人の応募あり、大きな関心を集めた。
- ★大使館費用は約45万円(運営補助員等)。



### 韓国(周年、日本語事業) 「日本歌謡大会」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】日韓国交正常化60周年事業の記念行事として、在韓日本大使館の代表的なイベントとして親しまれてきた「日本歌謡大会」を再開。新型コロナウイルスの流行等の影響で2020年を最後に開かれていなかったが、60周年を記念しての再開となった。



- ★日本の大衆文化が段階的に開放された後も、国民感情に配慮し日本語の歌を歌うことについて自主規制が続いていたが、YouTube等の空前の日本歌謡曲ブーム及び周年等の時宜をとらえ、効果的に実施し大盛況。
- ★NHKや現地でも多数の報道がなされ、良好な二国間関係を両国国民に印象づける上でも意義が大きい事業となった。

- 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- 映像資料「ジャパン・ビデオ・ヒックス」における日本の食文化や日本文化の紹介

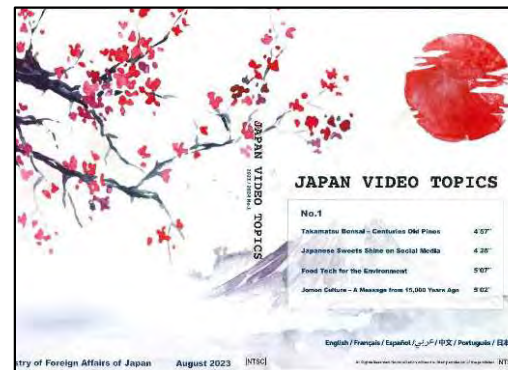


令和6年度第1号(通巻37号)では、「召し上がれ、日本」の連載ページでお好み焼き、たこ焼き、串かつを紹介。

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。

在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



食育～食を通じた学び～



日本の箸



正月を彩る餅～雑煮と花餅～



美味しく食べきる!  
～食料廃棄に挑む最新技術～

## ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

# 学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

58百万円  
59百万円

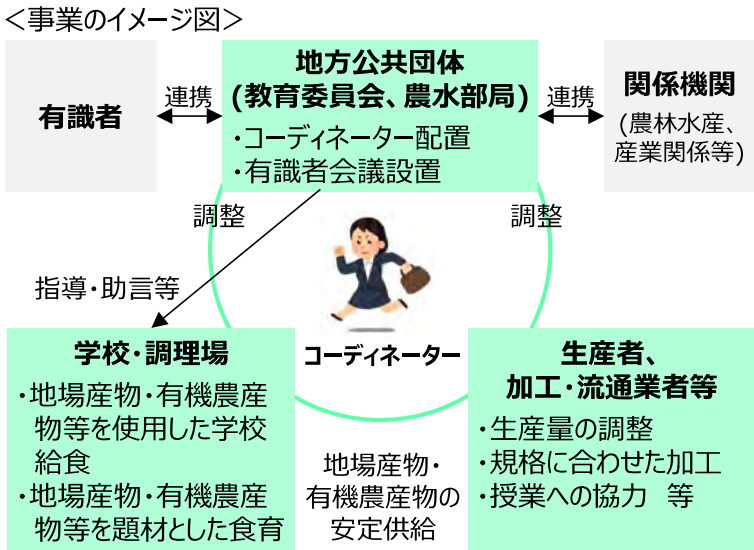
  
文部科学省

| 背景                                                                                                                                                                                                                                                                              | 課題                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>学校給食において地場産物や有機農産物を活用することは、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進、我が国や地域の食文化に関する子供たちの理解を深めることに繋がるなど、<u>教育的意義を有する</u></li><li>食料・農業・農村基本法が改正され（令和6年6月）、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、学校給食への地場産物や有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す<u>食育の実施が求められている</u></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>域内で必要な量の<u>安定的な確保が困難</u></li><li>一般的に流通している食材に比べ<u>コスト高</u></li><li>サイズが不揃いであったり変形しているなど学校給食用の納入規格に合致しないものが存在</li></ul> |

| 事業内容                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、 <u>食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出</u><br>※①②それぞれ1つ以上のテーマについて検討・実践し、モデルを創出 |

| ①学校給食への地場産物や有機農産物等の積極活用に向けた体制構築                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>地場産物・有機農産物等の使用促進に向けた<u>仕組みの在り方</u>、仕組みづくりを担うコーディネーター等に必要な資質・業務内容・待遇の在り方</li><li>地場産物や有機農産物等の安定的な供給につながる<u>生産調整、調達契約の在り方</u></li><li>地場産物や有機農産物等の適正コストを反映した調達とするための関係者の理解醸成の方策</li><li>学校給食用に使用しやすい規格にそろえるための<u>生産者側、調理場側の工夫</u></li><li>学校給食への地場産物・有機農産物等の活用機会を増加させるための方策（新メニュー開発 等）</li></ul> |

| ②地場産物・有機農産物等の継続的な活用による食育の推進                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>地域の食文化・産業への理解促進、生産・加工・流通事業者への感謝の気持ちの醸成につながる指導内容・方法</li><li>環境負荷が低く持続可能性の高い農業に対する理解促進につながる指導内容・方法</li><li>生産・加工・流通コストを踏まえた合理的な価格形成に係る理解促進につながる指導内容・方法</li></ul> |



| 件数・単価 | 8箇所・7百万円/箇所 | 委託先 | 地方公共団体 | 対象経費 | 諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等 |
|-------|-------------|-----|--------|------|---------------------------------------------------|
|-------|-------------|-----|--------|------|---------------------------------------------------|

| アウトプット (活動目標)                                                                                                                                    | 短期アウトカム (成果目標)                                                                                                                                          | 長期アウトカム (成果目標)                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>受託先での学校給食における地場産物・有機農産物等の<u>使用率の前年度比増</u></li><li>学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>学校給食における地場産物・有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による使用自治体数の増</li><li>学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>学校給食における地場産物・有機農産物等の<u>全国における使用率の上昇</u></li><li>地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進</li></ul> |

背景

- 児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化
- 児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭には食育の中核としての役割が求められる
- 学校給食の安全・安心を確保するためには、調理から給食の時間における指導に至るまで、栄養教諭をはじめとして関係者の正確な理解が必須

事業内容

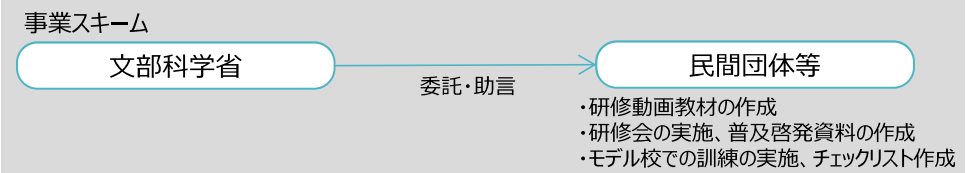
事業①学校給食におけるリスクマネジメント強化 31百万円（新規）

【民間団体等】

学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について、有識者会議を設置・開催の上、既存の類似のマニュアルや研修動画等も参考にしつつ、学校給食の衛生面・安全面の両面から検討を行い、**研修動画教材**としてまとめる。さらに、その動画教材を実際に使用して**研修会を開催**するとともに、全国の学校・教育委員会においても使用できるよう、動画教材において特に重要なことなど、**要点をまとめた普及啓発資料**を作成。

また、学校給食において、窒息事故や食物アレルギー対応など、迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生したことを想定し、モデル校において訓練を実施し、平時から備えておくべき事項のチェックリストを作成する。

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 委託先   | 民間団体等                              |
| 件数・単価 | 1箇所・27百万円（民間団体等）                   |
| 対象経費  | 有識者会議の開催や動画作成、事故対応訓練に必要な謝金、旅費、人件費等 |



|   | アウトプット（活動目標）                | 短期アウトカム（成果目標）          | 長期アウトカム（成果目標）                       |
|---|-----------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| ① | 研修動画教材、普及啓発資料               | 学校給食における事故防止への意識の醸成    | 学校給食における事故件数の減少                     |
| ② | 学校管理職向け研修動画教材、栄養教諭の効果的な活用事例 | 学校管理職等の栄養教諭の職務内容への理解増進 | 栄養教諭が食育の中核として、専門性を発揮し、児童生徒への個別指導を実施 |

課題

- 栄養教諭について、各教育委員会や学校管理職の考え方の違いにより、その活用実態にはバラつきがあり、十分にその専門性を活かしていない
- 学校給食において、窒息事故や異物混入事案などが未だに発生
- 各学校において、当事者意識をもって未然防止の取組を実施するとともに、万が一の際にも迅速に対応できるようにするための平時からの備えを行うことが重要であるが、こうした意識の涵養に資するためのツールが不足

事業②栄養教諭による食の指導普及啓発 44百万円（20百万円）

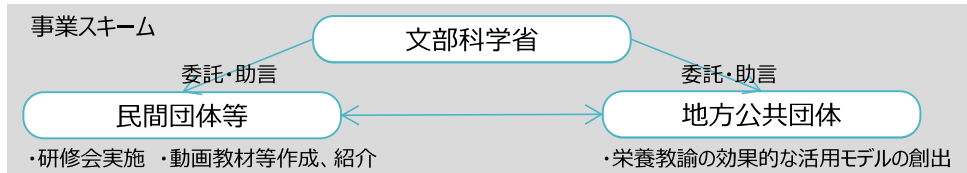
【民間団体等】

栄養教諭がその専門性を十分に発揮し、食育の中核としての役割を果たすため、栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての**研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施**。併せて、地方公共団体における**栄養教諭の効果的な活用に関する好事例**の紹介資料を作成し、全国へ普及する。

【地方公共団体】

栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な栄養教諭の職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施。

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 委託先   | 民間団体等、地方公共団体                                             |
| 件数・単価 | <研修会実施等> 1箇所・21百万円（民間団体等）<br><調査研究> 10箇所・2百万円/箇所（地方公共団体） |
| 対象経費  | 研修会開催や動画教材作成に必要な謝金、旅費、雑役務費等                              |



# 学校保健・食育推進体制支援事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

71百万円  
52百万円)



## 背景・課題

### 養護教諭

- 現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、いじめ・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化など）
- 養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- 児童生徒への対応と並行し、学校の衛生環境等の管理、関係機関との連携等の業務の実施

- 養護教諭の多くは、各学校で一人配置
- 様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、医療・心理・福祉等に関する知識等の向上の機会が不十分

### 栄養教諭

- 肥満、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別指導の必要性
- 食を取り巻く現代的な課題に対応する指導のための体制整備の必要性
- 昨今の物価高騰等を踏まえた食材の調達や献立作成、衛生管理など、給食管理業務の複雑化

- 栄養教諭の多くは、複数校を兼務
- 各学校に在籍している多様な課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応が困難

## 事業内容

- 都道府県・指定都市が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を行う事業を実施
- 国が経費の一部を補助することで、子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭について、業務体制の強化、時代に即した資質能力の向上、働き方改革を実現

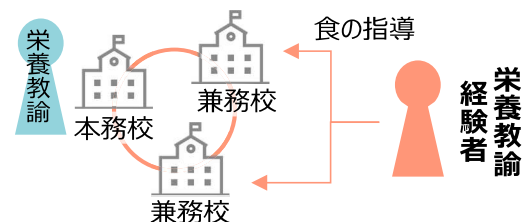
### 事例1：繁忙期の養護教諭の複数体制に活用

- 健康診断の時期（主に4～6月）や、学校行事、年度末等、養護教諭の繁忙期に、養護教諭経験者や有資格者を派遣



### 事例2：本務未配置校での食の指導の充実

- 栄養教諭の本務未配置校（他校との兼務等）に対し、栄養教諭経験者や有資格者を派遣



### 事例3：若手養護教諭・栄養教諭の資質向上

- 若手養護教諭・栄養教諭が配置されている学校に、経験者を派遣。日常的な指導・助言や研修時の業務代替を担当



### アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣。繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

### 短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

### 長期アウトカム（成果目標）

児童生徒等が、養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

### 事業実施期間

令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市  
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

※令和7年10月より初等中等教育局健康教育・食育課から総合教育政策局へ移管

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

|      |     |
|------|-----|
| 国    | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村  | 1/3 |

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

83百万円  
68百万円



## 背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

## 事業内容

- 事業開始：平成27年度～

### ①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [66百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R8目標： **1,000チーム**

### ②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。 [11百万円]

→ R8目標： **100チーム**

- 地域人材の資質向上のための研修の実施。 [6百万円]

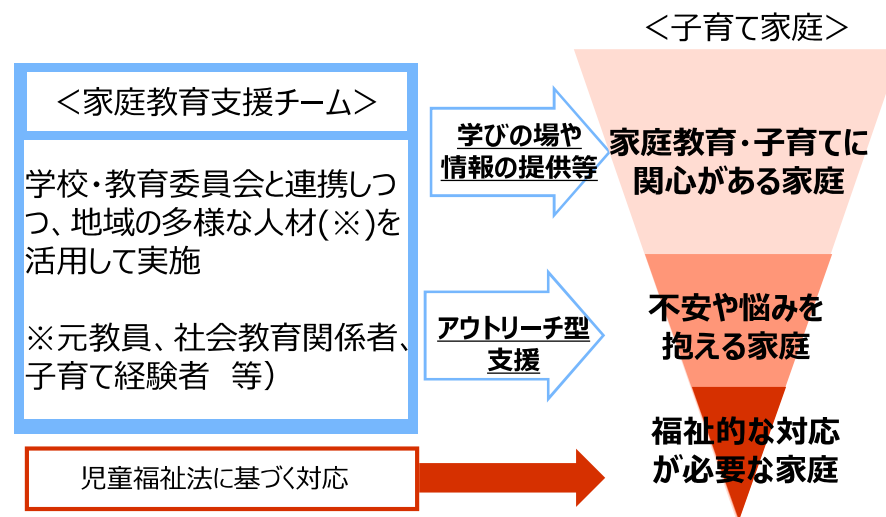
## 骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

### 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

#### （2）少子化対策及びこども・若者政策の推進

（若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進）

こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩みに直面するこどもや保護者への支援、こども・若者の自殺対策強化に推進する。



## アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

## アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。(R6:35.6%)

## インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度要求・要望額

2,066億円

+ 事項要求

(前年度予算額

691億円)



文部科学省

## 背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

## 公立学校施設の整備

### 新しい時代の 学校施設

#### 新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



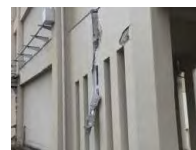
**老朽化対策と一体**で多様な学習活動に  
対応できる多目的な空間を整備

**他施設との複合化**により学習環境  
を多機能化しつつ、効率的に整備

### 国土強靱化

#### 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



**激甚化・頻発化**する災害への対応  
(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての**防災機能強化**  
(バリアフリートイレの整備)

### 脱炭素化

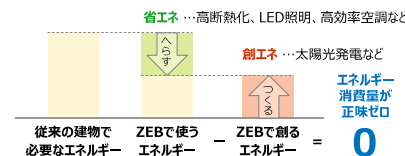
#### 脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化  
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を  
実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建築物



**柱や内装に木材を活用**し、温かみ  
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

## 改正 事項

### 制度改正

- 大規模改造(特別防犯対策)事業の時限延長(令和10年度まで) 等

### 単価改定

- 標準仕様の見直しや物価変動の反映等による増：**対前年度比 +16.6%**  
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:379,700円/㎡

# 伝統文化親子教室事業

令和8年度要求額  
(前年度予算額)

1,578百万円  
1,488百万円)



## 現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。

## 事業内容

子供たちが親とともに、舞踊、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援



阿波木偶箱まわし伝承教室  
(地域展開型)



邦楽「千寿伝統文化を広める会」  
(教室実施型)

### 体験機会の提供、幅広い参加の促進

### 継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展  
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

**地域展開型 388百万円 (388百万円)** 事業開始年度：平成30年度  
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

**教室実施型 797百万円 (806百万円)**

事業開始年度：平成26年度  
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

**統括実施型 301百万円 (203百万円)**

事業開始年度：令和3年度  
実施主体：統括団体等

○審査経費等 92百万円(91百万円)  
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。



### アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

|       | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 教室実施型 | 3,200 | 2,600 | 2,600 |
| 統括実施型 | 15    | 12    | 17    |
| 地域展開型 | 70    | 90    | 90    |

### 短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 62,500人
- 統括実施型 16,150人
- 地域展開型 19,200人

### 中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

### 長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型  
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

## 現状・課題

栄養・食生活等の健康に関する生活習慣の改善が重要な中で、「日本食品標準成分表」は、学校、病院等の集団給食施設での栄養管理、栄養成分表示における推定根拠、大学等の教育・研究・医療分野等での栄養指導などに必要な唯一の公的データとしてその意義が高まっているところ。

初版から70年余が経過し、現代型食生活の多様化により収載食品が2,500以上に増え、また、分析技術や国際的機関の推奨する分析法の進化により成分項目数も初版の10倍以上の約150項目にまで増加しているが、品種改良等に対応する再分析や求められる成分値を全て網羅するに至っていない状況にある。

## 事業内容

事業実施期間

平成11年～

### ● 日本食品標準成分表における成分分析調査

関係省庁にも活用される収載値について、年間110食品程度の成分分析を実施。これにより、社会情勢に対応し新規食品を追加収載しつつ、約2,500の既収載食品について20～30年程度でメンテナンス（更新）を実施。

### ● 日本食品標準成分表における社会変化に応じた収載値検討調査

文献やニーズ調査を踏まえ、必要な収載食品の妥当性や計算方法等のためのワーキンググループを運営し、社会変化に応じた収載値検討を行う。

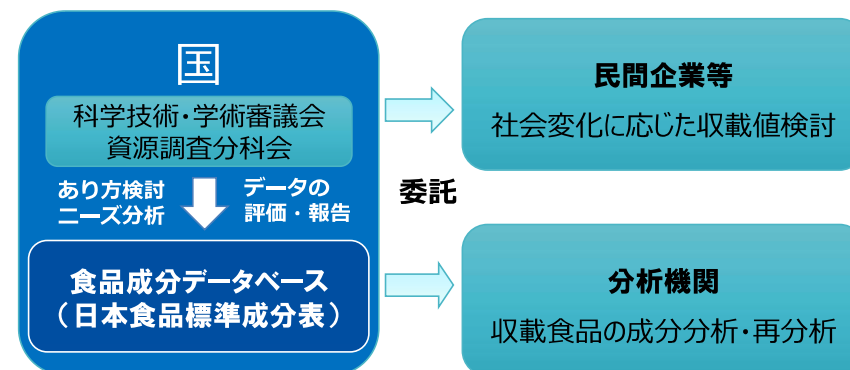
## 【これまでの成果】

- 2,538食品、約150成分項目の収載（（八訂）増補2023年）
- 日本食品標準成分表（八訂）書籍の発行部数：約2万部
- データベースの国内外のアクセス件数（年度、利用ページ数(万件)）  
令和6:3,428、令和5:3,047、令和4:2,785



学校等での給食管理、教育・研究・医療分野での技術改良、食品業界での栄養成分表示義務化など、様々な分野での利用ニーズに対応するとともに、オープンデータの利活用を推進することで、国民の栄養・食生活の改善等に寄与。

## 【事業スキーム】



# 日本食品標準成分表の概要

## 目的及び経緯

- 日本食品標準成分表は、戦後の国民栄養改善の見地から、食品に含まれる栄養成分の基礎的データ集として、昭和25年に経済安定本部が取りまとめたものに始まり、昭和31年の科学技術庁の発足に伴い、資源行政の一環として資源調査会が引き継いだ。また、省庁再編後も文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会が引き継いで、70年以上にわたって継続的に取り組んできているものである。
- 日本食品標準成分表は、栄養指導や生活習慣病の予防などの観点から、学校や病院等の給食の場や食事療法の問題等を抱える一般家庭でも活用されているほか、教育・研究や行政においても広く活用されているものであり、こうした広い利用目的に対応するため、我が国において常用される食品の可食部100グラム当たりの標準的な成分値を定め、1食品1標準成分値を原則として示している。
- 令和2年の栄養成分表示の義務化に際し、消費者庁が「合理的な推定」の根拠として日本食品標準成分表を使用可能としたことにより、関係業者からの問合せが増加している。
- 現行の日本食品標準成分表（八訂）増補2023年の次を視野に、新規食品の収載の検討、減塩化や品種改良等食品や未調査成分の分析、国内外の最新の知見に基づく検討・検証等を実施し、食品成分データベース(インターネット上のサイト)を基本としたオープンデータの利活用を着実に進める。

## 利用状況

日本食品  
標準成分表  
(文部科学省)



### 国民生活

病院等の集団給食施設の栄養管理、生活習慣病患者の栄養指導、一般家庭の日常献立、栄養計算

### 教育・研究

小・中・高校の家庭科、保健体育、栄養学・食品学・保健医学・薬学・生物学・農学・水産学・家政学の基礎資料

### 行政機関

(厚生労働省)

- ・健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の栄養素等摂取量の算出の基盤
- ・「日本人の食事摂取基準」の策定における栄養価計算等の利用（→ 学校給食法に基づく学校給食摂取基準に活用）
- ・都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長に対し、日本食品標準成分表の積極的活用について通知

(農林水産省)

- ・食育基本法に基づく第4次食育推進基本計画に位置づけ
- ・食料・農業・農村基本法に定める食料自給率目標の設定、食料需給表の作成

(内閣府消費者庁)

- ・食品表示法に基づく栄養成分表示のための事業者向けガイドライン

## 利用実績

- 各食品を検索して成分値を比較及び確認できる「食品成分データベース」を試験的に公開しており、アクセス数（利用ページ数）は年々拡大傾向にある。  
令和6年度：約3,428万、令和5年度：約3,047万、令和4年度：約2,785万、令和3年度：約2,917万、令和2年度：約2,856万
- その他、複製書籍（出版会社）やソフトウェア開発（民間・個人）でのデータ利用。

## 事業目的

昭和61年度より開催。 各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

## 事業内容

### ◇開会式・閉会式

### ◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

### ◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

### ◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

### ※ 天皇皇后両陛下4大行幸啓の1つ。

**令和7年度 長崎県 令和7年 9月14日(日)～11月30日(日)**

**令和8年度 高知県 令和8年10月25日(日)～12月 6日(日)**



開会式（「清流の国ぎふ」文化祭2024）

### アウトプット（活動目標）

・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示  
18件

### 短期アウトカム（成果目標）

・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

### 長期アウトカム(成果目標)

・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

(担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付)

## 事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

## 事業概要

### 学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

#### (1) 宿泊体験事業

##### ① 小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する補助

##### ② 学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中に希望者を募って行う1泊2日以上取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

##### ③ 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

#### (2) 地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



### 経済財政運営と改革の基本方針2025

(R7.6.13閣議決定)

『質の高い公教育の再生

豊かな感性や創造性を育むための体験活動  
(略)等を推進するとともに…』

### 地方創生2.0基本構想

(R7.6.13閣議決定)

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

### 教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む(略)。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動(自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等)の充実に取り組む。』



|        |                            |      |           |
|--------|----------------------------|------|-----------|
| 対象校種   | 小・中・高等学校等                  | 実施主体 | 都道府県・市区町村 |
| 補助対象経費 | 宿泊費、活動参加費、報酬・謝金、交通費、会場借料 等 | 補助割合 | 国 1 / 3   |

# 厚生労働省における食育関連主要事業について

## 食育推進基本計画

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ・国民健康づくり運動  
「健康日本21」の推進
- ・8020運動・口腔保健推進事業

- ・食品に関する情報提供や  
リスクコミュニケーションの推進

## 〈主要事業〉

### 1. 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21（第三次）推進費 <予算：196百万円（195百万円）>

### 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算：426百万円（180百万円）>
- 健康日本21分析評価事業の実施 <予算：39百万円（39百万円）>  
<委託先：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>
- 食事摂取基準等の策定 <予算：32百万円（32百万円）>

### 3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算：10百万円（10百万円）、委託先：公益社団法人日本栄養士会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算：70百万円（63百万円）>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算：23百万円（23百万円）、補助先：公益社団法人調理技術技能センター>

### 4. 地域における栄養指導の充実

- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算：37百万円（37百万円）、補助先：都道府県等>

### 5. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

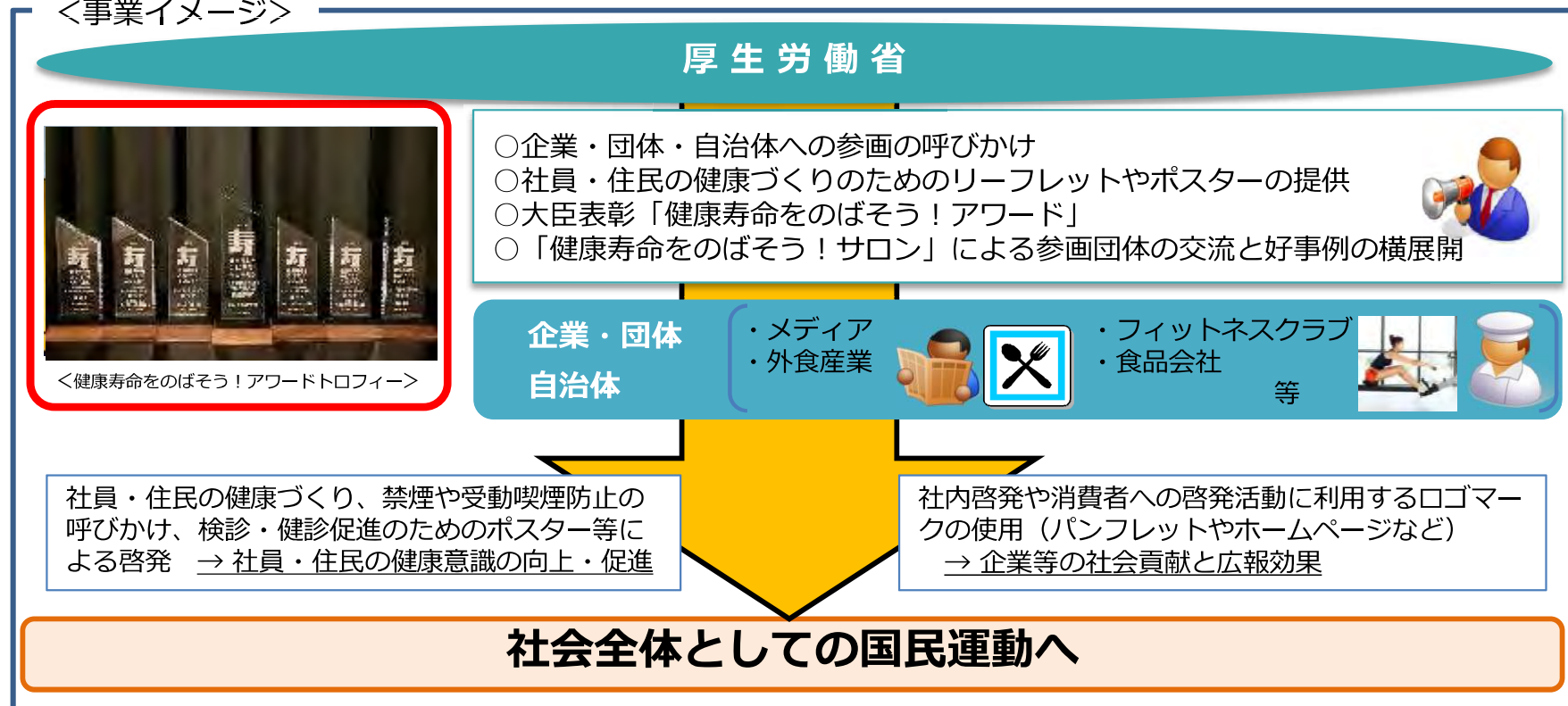
- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業 <予算：60百万円（60百万円）>
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算：44百万円（44百万円）>

# 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

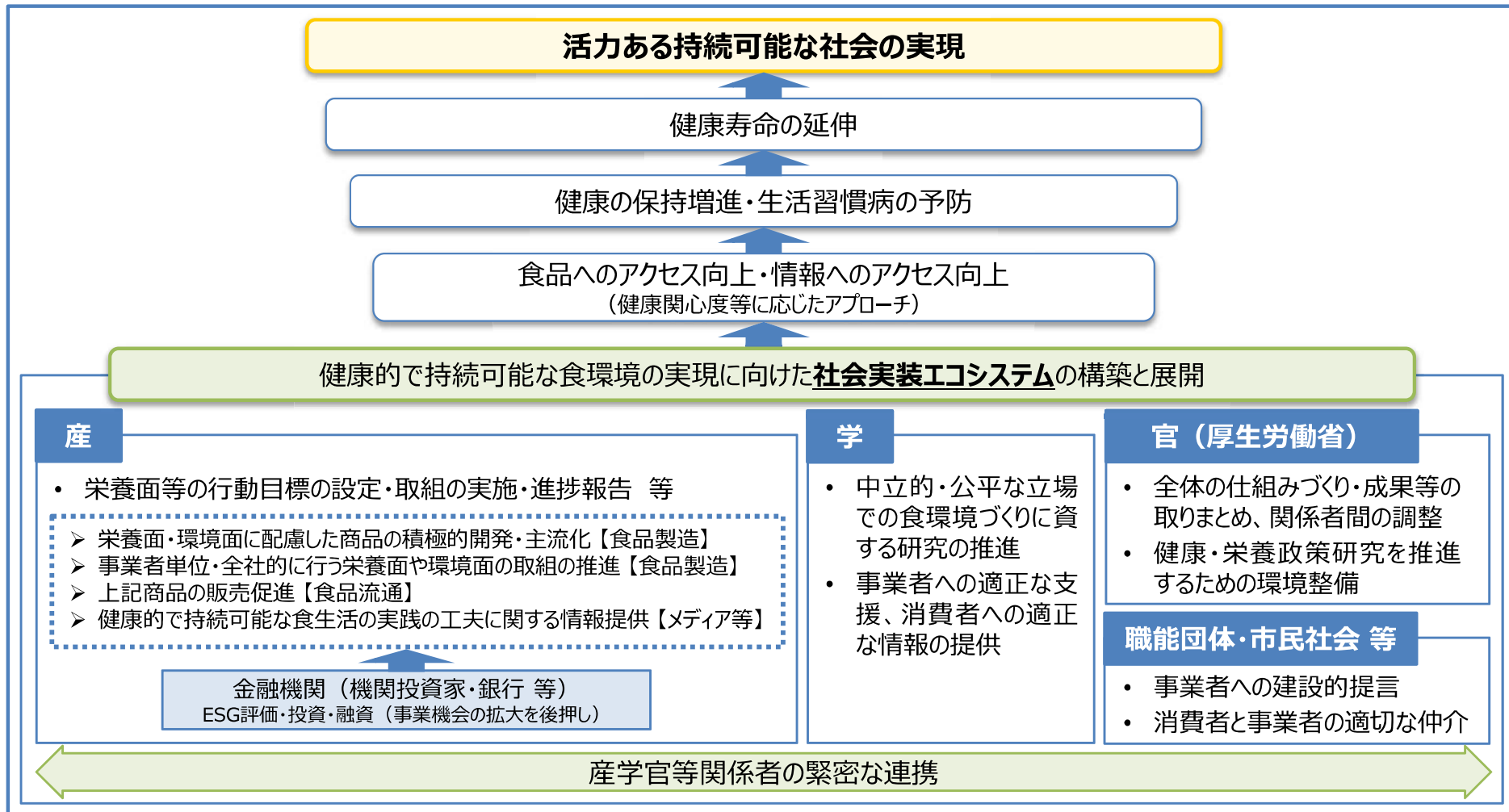
## ＜事業イメージ＞



# 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

## ～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※<sup>1</sup>報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※<sup>2</sup>による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
  - ※<sup>1</sup> 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
  - ※<sup>2</sup> 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



令和8年度概算要求額 15億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2025」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所、5年度46箇所、6年度46箇所

### 3. 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）

#### パイロット事業（自治体）【新規】

自治体が行う簡易なスクリーニングツールを用いた歯科疾患のリスク評価及び有効性の検証に対して支援する。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】補助率：1／2相当定額

- ・ 特定健診やがん検診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。
- ・ 特定健診結果等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングを実施。

### 4. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

### 2. 都道府県等口腔保健推進事業【拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
 

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業
    - ① 歯科疾患予防事業【拡充】
    - ② 歯科健診事業【拡充】
    - ③ 歯科健診・クリーニング事業
    - ④ 食育等小児口腔機能育成事業
    - ⑤ オーラルフレイル予防推進事業【新規】
  - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
    - ① 歯科保健医療推進事業
    - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
  - III 調査研究事業
    - ① 歯科口腔保健調査研究事業
    - ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所、6年度519箇所  
II 3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所、6年度65箇所



# リスクコミュニケーションの主な取り組み

【令和8年度当初予算額（案）9百万円】  
（令和7年度予算額 9百万円）

## 1. 意見交換会

食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保などをテーマに意見交換会を開催



## 2. リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットや動画等を作成



## 3. ホームページ

厚生労働省ホームページ  
「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開



## 4. SNS（X（旧Twitter））等

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信



# ○ 食育活動の全国展開事業

令和8年度予算概算要求額 85百万円（前年度 74百万円）

### <対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、**食育推進全国大会、食育活動表彰、食育に関する意識調査等**のほか、**官民連携食育プラットフォームの運営や、食育実践優良法人顕彰の実施**により、食育の全国展開を図ります。加えて、次期食育推進基本計画の市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査及び「見える化」を通じて、**市町村レベルでの取組の加速化**に取り組みます。

### <事業目標>

食育に関心を持っている国民の割合の増加（【参考】第4次食育推進基本計画の目標値：90%以上〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 官民連携食育プラットフォームの運営

若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と行動変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため、国や地方公共団体、食品事業者等の幅広い連携・協働の取組を生み出す**官民連携食育プラットフォーム**を運営します。

#### 2. 食育推進全国大会、食育活動表彰、食育実践優良法人顕彰

国民の食育に対する理解を深めるため、**食育推進全国大会や食育活動の優良事例の表彰**等を行い、食育の全国展開を図ります。また、従業員等の**健全な食生活の実践**に取り組む**企業を顕彰し、他企業への横展開**を推進します。

#### 3. 食育に関する意識調査、事例収集

食育の推進状況を把握するための意識調査等により、**国民のニーズや特性を調査・分析し、より効果的な食育推進方策の検討**を行います。

#### 4. 市町村食育推進計画の効果的な推進に関する調査

市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査を行い、結果の「見える化」を通じて、**市町村計画の作成率の向上や市町村レベルでの取組の加速化**を図ります。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 官民連携食育プラットフォームの運営

- ・若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と消費行動の変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため、国や地方公共団体、食品事業者等の幅広い連携・協働の取組を生み出す**官民連携食育プラットフォーム**を運営

#### 食育推進全国大会、食育活動表彰、食育実践優良法人顕彰

- ・国民の食育への理解を深めるため、地方公共団体と共催で食育推進全国大会を開催
- ・ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
- ・従業員等の健全な食生活の実践に取り組む企業を顕彰し、他企業への横展開を推進

#### 食育に関する意識調査、事例収集

- ・食育の推進状況を把握するための意識調査を実施
- ・優良事例を収集し、食育白書の特集に掲載・発信するとともに、食育を実践している方々に対し、情報提供

#### 市町村食育推進計画の効果的な推進に関する調査

- ・次期食育推進基本計画の市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査を実施
- ・調査結果の「見える化」を通じて、市町村計画の作成率の向上や市町村レベルでの取組の加速化を図る



地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算要求額 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数

＜対策のポイント＞

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

＜事業目標＞

次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

＜事業イメージ＞

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する  
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



生産者と消費者との  
交流イベントの開催



学校給食における  
地場産物等活用



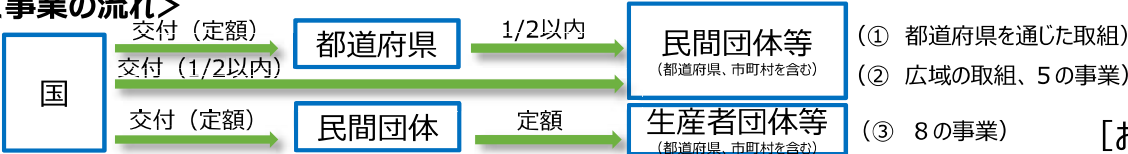
産地情報等の効果的な  
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

食料安全保障の確立に向け、改正食料・農業・農村基本法や食料供給困難事態対策法の理念に則した優良で模範となる取組を表彰することを通じ、国民の行動変容を誘起するため、これらの取組への直接的接点となる場を全国及び地域レベルで設けます。

また、食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成するための食料システムを支える関係者向けの中核的人材育成、同基本法第14条の趣旨を踏まえ国産農林水産物や環境負荷低減に資する物等を消費者が選択する等の消費者の行動変容を直接的に促すアワードの実施等を行います。

＜事業目標＞

- 国民理解の醸成・消費者の行動変容

＜事業の内容＞

1. 優良な取組に対する全国表彰事業等の実施

食料安全保障の確立に向け、改正基本法等の理念に則した優良で模範となる取組を行った企業等に対象とした表彰事業を実施する。あわせて、国民の行動変容を誘起するための直接的な接点となる場としての全国イベントを実施する。

2. 地方認定式等の実施

改正基本法等の理念に則した取組を行った企業等に対象とした活動認定証の交付事業を実施する。あわせて、国民の行動変容を誘起するための直接的な接点となる場としての地方イベントを実施する。

3. 食と農の理解醸成のための中核的人材育成

食料システムを支える幅広い関係者向けの中核的人材を育成する教材を作成。あわせて、食品事業者や団体等が独自に実施する出前授業やシンポジウム、ワークショップなどにおいても教材を活用し、理解醸成を促進。

4. 消費者の行動変容を直接的に促す取組の実施

国産農林水産物や環境負荷低減に資する物等の消費者の選択等の消費者の行動変容を直接的に促すためのアワードを実施する。

5. 食生活調査

食と農をめぐる事情が大きく変化する中、食と農への国民理解の状況や日常の食生活を把握するための調査を実施する。

6. 情報発信

メディア・SNS等を活用した情報発信を実施する。

＜事業イメージ＞



農業・農村への国民理解の醸成、消費者の行動変容  
食料自給率の向上と食料安全保障の確立

＜事業の流れ＞



委託



民間団体等

みどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり（食料システム関係者の行動変容に向けた理解促進）  
令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の加速化に向け、民間団体に委託し、環境負荷低減の取組の「見える化」を充実させるとともに、生産のみならず加工・流通、消費の各段階の関係者の理解を促進すること等により、「見える化」の付加価値向上による生産現場の取組拡大と食料システム関係者の行動変容を促進します。

＜事業目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成、みえるらべる商品を通年購入可能な店舗等が全都道府県に展開〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

- ① 消費者が環境負荷低減に取り組んだ農産物を一目で分かるよう、生産者の取組を評価し、GHG削減貢献や生物多様性保全の度合いを星の数でラベル（みえるらべる）表示する「見える化」（現在、対象は24品目）を行っています。この取組を拡大するため、  
ア GHG排出削減：新たに畜産物（豚肉、鶏肉、鶏卵）や花きを対象に加えるため、専門家や生産者等と連携し、GHG排出量等の評価手法を考案します。  
また、「見える化」の信頼性向上のため、現行のガイドラインとISO等の国際基準との整合性の検証を行います。  
イ 生物多様性保全：現状、対象は米のみですが、果樹等へ対象品目を拡大するため、専門家と連携し、環境負荷を低減した取組による効果を調査します。
- ② また、加工食品については、CFP算定によるフードサプライチェーン全体の脱炭素化の「見える化」を進めるため、算定の手引きとなる「加工食品共通カーボンフットプリント（CFP）算定ガイド」を業界に周知し、食品企業による自主的なCFP算定の取組を支援します。

2. 農林水産業の環境負荷低減の取組等に関する理解促進

- みどりの食料システム戦略の加速化には、生産現場の理解のみならず、加工・流通、消費の各段階における関係者の理解醸成・行動変容が必要不可欠です。このため、
- ① 官民連携での、生産から消費までの食料システムの関係者の連携の促進を図る取組、環境負荷低減に係る動向調査、戦略的な情報発信を行います。
  - ② 消費者に「みえるらべる」農産物等の購入を促す販売手法を実証します。
  - ③ 環境に配慮した取組の表彰等を通じて、将来を担う世代の理解を促進します。

3. 農林水産分野の地域気候変動適応推進

近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査結果を整理した上で、地方公共団体等への情報提供を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

「みえるらべる」品目拡大

ア 豚肉、鶏肉、鶏卵や花きを対象とした温室効果ガス簡易算定シートの作成

イ 果樹等を対象とした生物多様性保全の効果に関する調査

フードサプライチェーンの脱炭素化の「見える化」

食品企業の自主的なCFP算定への支援

理解促進

生産から消費までの関係者の連携促進

生産者－川中・川下事業者の連携により、環境負荷低減の取組の加速化を図るため、マッチングイベント等を実施

「みえるらべる」訴求

「みえるらべる」農産物等の効果的な販売手法を複数地域で実証

・「見える化」の付加価値向上による生産現場の取組拡大  
・食料システムの関係者の行動変容を促進

〔お問い合わせ先〕 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ  
地球環境対策室（03-6744-2473） 44

34 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

令和8年度予算概算要求額 311百万円（前年度 108百万円）

<対策のポイント>  
「地域連携推進支援プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、実務家派遣等を通じた広域連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

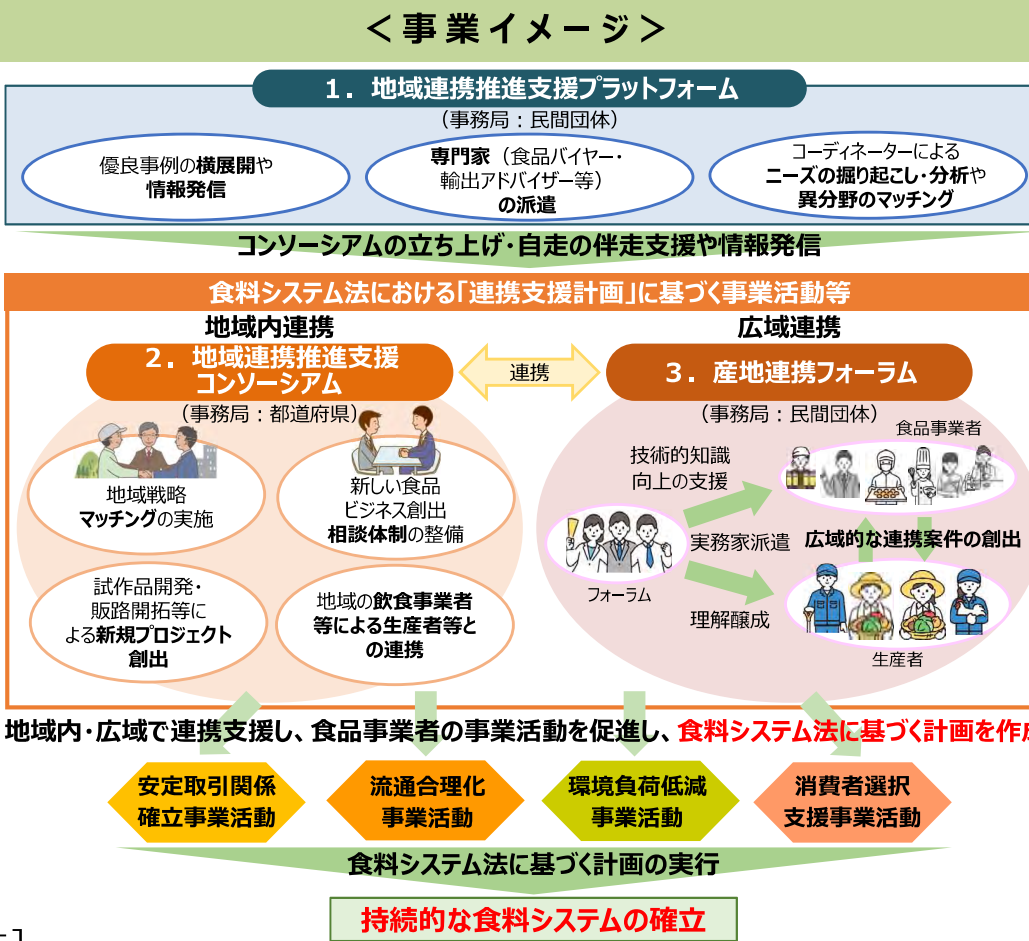
<事業目標>  
○ 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件〔令和12年度まで〕）  
○ 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域連携推進支援プラットフォーム事業 89百万円（前年度 24百万円）  
地域連携推進支援プラットフォームの設置・運営・情報発信を行うとともに、専門家派遣等を通じた地域連携推進支援コンソーシアムの伴走支援や、コーディネーターの配置等による異分野のマッチング支援を行います。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 197百万円（前年度 66百万円）  
① 地域食料システムプロジェクト推進事業  
都道府県が行う、コンソーシアムの設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種等との連携などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備等の経費を支援します。  
② 新規プロジェクト支援  
新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。  
③ 地域の食材安定利用拡大の支援  
外食産業での国産食材の利用拡大を図るため、品種選択・試験栽培から中長期にわたる契約栽培まで地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

3. 広域産地連携支援事業 25百万円（前年度 18百万円）  
食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等の協力で構成される「産地連携フォーラム」において、農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上の取組とともに、有望案件に対し個別に産地連携のための実務家派遣の取組を行います。



<事業の流れ>

国  
委託  
民間団体等 (1,3の事業)  
定額  
都道府県 定額 1/2  
民間団体等 (2①・②の事業)  
定額  
民間団体等 (2③の事業)

[お問い合わせ先]  
(下記以外の事業) 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)  
(3の事業) 食品製造課 (03-6744-2089)  
(2③の事業) 外食・食文化課 (03-6744-2053)<sup>45</sup>

＜対策のポイント＞

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（気候変動、人権、栄養、サーキュラーエコノミー）等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図り、企業間連携や中小企業を含む業界全体の取組を推進するため、サステナビリティ課題を解決するためのプラットフォームの運営やサステナビリティ課題に関する調査を行います。

＜事業目標＞

- 食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合の増加（40％（参考値：令和 5 年度）→50％〔令和12年度まで〕）
- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（41.6％（令和 5 年度）→100％〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォームの運営

50百万円（前年度 45百万円）

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（気候変動、人権、栄養、サーキュラーエコノミー）等について、サプライチェーン関係者が参画するサステナビリティ課題を解決するためのプラットフォームを運営します。気候変動、人権、栄養に加え、**サーキュラーエコノミーに関するWGを新たに設置し**、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図り、**企業間連携や中小企業のサステナビリティ課題認識の底上げによる業界全体の取組を推進**します。

2. サステナビリティ課題等に関する調査

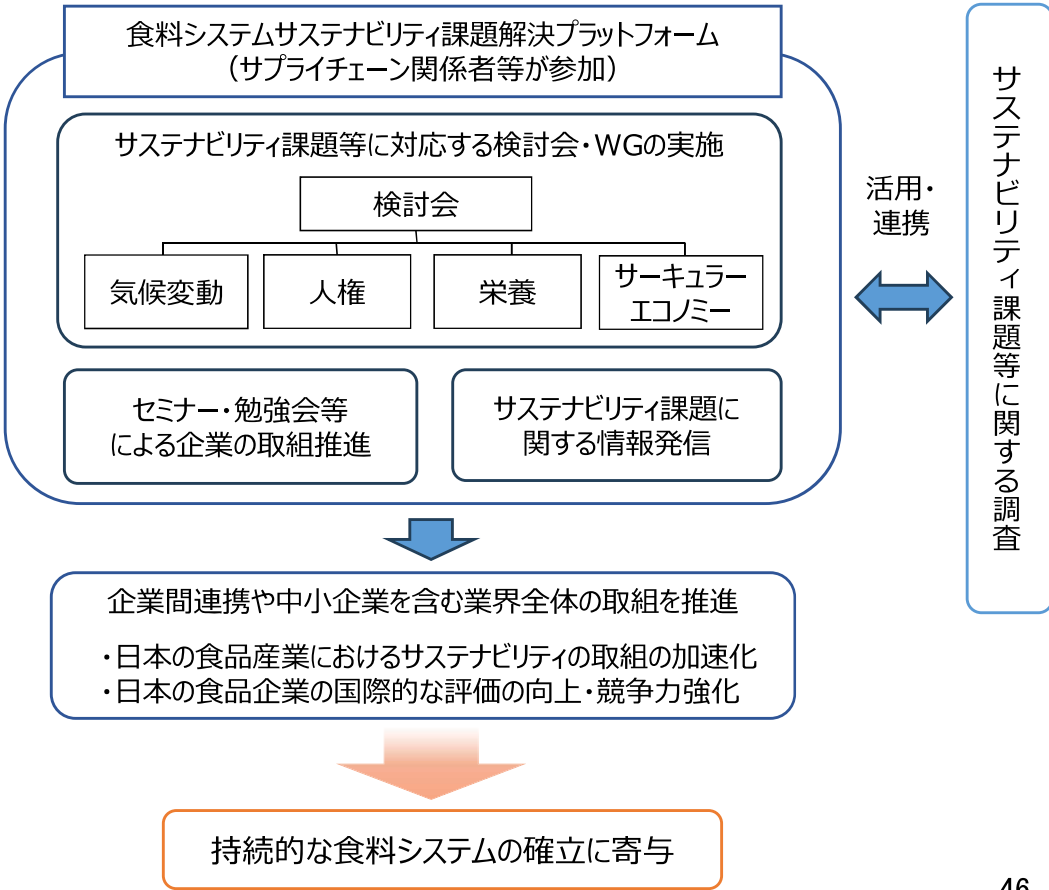
6百万円（前年度 6百万円）

日本の食品産業のサステナビリティに関する取組（環境・社会への配慮の取組や持続可能性に配慮した輸入原材料調達の取組）の**実態等の調査**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



# 和食の保護・継承と付加価値創出促進事業

【令和8年度予算概算要求額 35百万円（前年度 6百万円）】

## <対策のポイント>

我が国の伝統的な食文化を次世代に継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進するとともに、和食の付加価値創出の促進に向けた伝統的な食のデータベースの拡充を図ります。

## <事業目標>

- ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」の継承
- 和食文化継承リーダーの育成（2,600人〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 和食文化を次世代に継承する人材の育成 13百万円（前年度 2百万円）

こどもたちや子育て世代に対して、和食文化を伝える中核的な人材である「**和食文化継承リーダー**」を育成するための研修のほか、和食文化に強みを持つ食品事業者等の知見・ノウハウ等を活用しながら、様々な場面で和食文化継承リーダーの積極的な活用を図るため、**スキルアップ研修や講習会の開催、指導者向けテキストの作成等**の取組を実施します。

### 2. 伝統的な食のデータベースの拡充 22百万円（前年度 4百万円）

伝統食のデータベースの拡充に加え、和食の健康有用性など、**和食に関する学術的知見・データ等のナレッジを体系的に整理・集約**するとともに、和食の付加価値創出の促進を図る観点から、**伝統的な食のデータベースの拡充**を図ります。

## <事業イメージ>

### 和食文化を伝える中核的な人材の育成



こどもたちや子育て世代に対して、和食文化を伝える中核的な人材「**和食文化継承リーダー**」

#### リーダーのスキルアップ

和食文化継承リーダーによる優良な取組の横展開を図る**講習会やスキルアップ研修の開催、指導者向けテキストの作成等**の取組を通じ、リーダーの様々な場面での**積極的な活用**を図る。

### 和食の付加価値創出の促進に向けた伝統的な食のデータベースの拡充

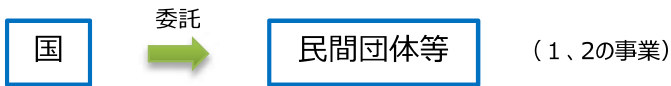


農林水産省Webサイト「**にっぽん伝統食図鑑**」

#### データベースの拡充

和食の健康有用性など、**和食に関する学術的知見・データ等のナレッジを体系的に整理・集約**し、和食の付加価値創出の促進を図る観点から、**データベースの拡充**を図る。

## <事業の流れ>



＜対策のポイント＞

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 食品ロス削減等推進事業

161百万円（前年度 16百万円）

① 食品ロス削減等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進に資する、以下の取組の実証や横展開等を支援します。

- ・ 地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組
- ・ 食品ロス削減に資するDX等の新たな技術の活用取組
- ・ 食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組

② 食品ロス削減展開支援

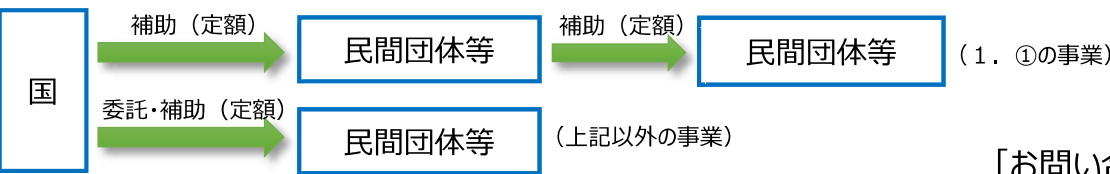
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

2. 食品ロス削減調査等委託事業

35百万円（前年度 27百万円）

企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの構築に向けた検討を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備、食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。

＜事業の流れ＞



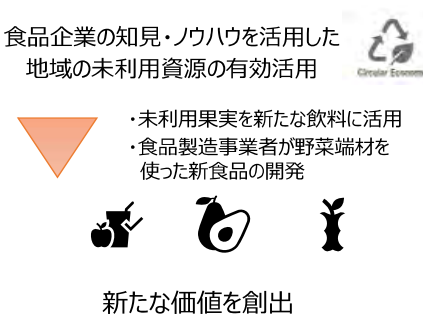
＜事業イメージ＞

食品ロス削減・食品リサイクル推進に向けたモデル支援

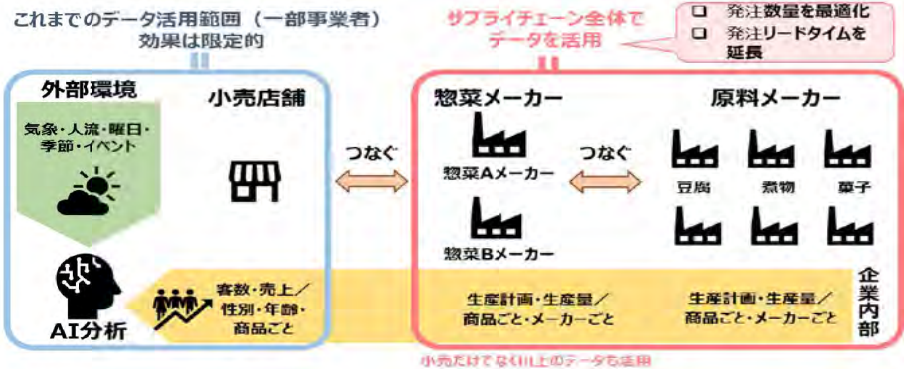
＜食品リサイクルの効率化・ブランド化＞



＜地域の未利用資源の活用＞



＜食品ロス削減に資する新たな技術の活用＞  
（AI需要予測のサプライチェーン全体への適用）



○ 食品アクセス総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 643百万円（前年度 124百万円）

- <対策のポイント>
- 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。
- <事業目標>
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% 〔令和12年度まで〕）

○ フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t 〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。

ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援

イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析

② 食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポートを実施します。

② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>

国

定額、3/4、1/2

定額

委託

定額

地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等

都道府県・市町村、社会福祉協議会

民間団体

民間団体

(1 ①アの事業)

(1 ①イの事業)

(1 ②、2 ①の事業)

(2 ②の事業)

<事業イメージ>

[1について]

地域協議会

都道府県

市町村

社会福祉協議会

生産者

食品事業者

物流事業者

地域住民団体

フードバンク

こども食堂

こども宅食

NPO

関係者の調整

コーディネーター

現状・課題の調査、計画の策定

伴走支援

サポート

相談

委託事業者

食品アクセスの確保に取り組もうとしている団体等へ体制づくりの意義を普及啓発

協議会員の知見や協議会同士の連携を深めるため意見交換会・勉強会を実施

[2について]

専門家派遣・情報交換会・研修等のサポート

立上げ・取組拡大・機能強化の支援

未利用食品の取扱いを拡大・多様な食料へのアクセスを確保

消費・安全局消費者行政・食育課

49

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

### <対策のポイント>

米の需要拡大のため、米の付加価値への理解増進に繋がるよう、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信の取組を支援します。

### <事業目標>

米の需要拡大（消費量50.6kg/年・人〔R12年度〕）

## <事業の内容>

米の需要拡大に向け、各世代の生活者が、それぞれの食生活や意識変化に沿った米の付加価値への理解を深められるよう情報発信等を行う。

### 1. 米と健康に着目した調査・広報支援事業

中高年層に向け、米の付加価値を調査・情報発信する取組を支援します。

### 2. 食べ方に着目した調査・広報支援事業

若年層、青年層に向け、簡便化志向をとらえたご飯の食べ方の提案など米食の普及を図る取組を支援します。

### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### （1）米と健康に着目した調査・広報支援事業

<例>



### （2）食べ方に着目した調査・広報支援事業



【お問い合わせ先】 農産局穀物課（03-6744-2184）

＜対策のポイント＞

野菜・果実の摂取拡大に向けて、野菜・果実の消費動向調査、ナッジ理論を活用した消費者の行動変容を促すための取組の実証、同調査や実証結果を踏まえたWebやSNSを活用した情報発信を実施します。

＜事業目標＞

- 1人1日当たりの野菜及び果実の摂取量の増加  
（野菜：256g/日〔令和5年度〕→350g/日〔令和14年度まで〕、果実92.9g/日〔令和5年度〕→200g/日〔令和14年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 野菜・果実の消費動向調査

逐次変化する消費動向を把握し、摂取拡大の取組に反映するため、消費者ニーズや意識の変化等を性別・年齢層別等の属性ごとにアンケート調査・分析を実施します。

2. 青果物消費拡大実証

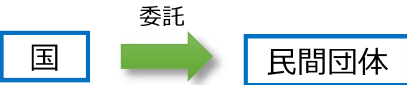
1の調査結果を踏まえ、専門家と連携し、小売店・外食店等で消費拡大に効果的なPOP表示や商品づくり等、ナッジ理論※を活用した行動変容の取組を実証します。

※ナッジ理論：経済的なインセンティブや行動の強制を行わずに、行動経済学に基づいて行動変容を促す手法。  
（例）手に取ってほしい商品を目の高さに置いたり、魅力的なネーミングや言葉（定番人気、野菜たっぷり等）を使うことで、その商品が選択されやすくなる。

3. 野菜・果実の情報発信

WebページやSNSを用いて、1の調査結果を踏まえた消費者や産地・事業者向けの情報発信を行います。

＜事業の流れ＞



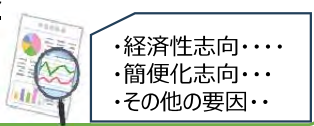
＜事業イメージ＞

現状と課題

- 野菜・果実の摂取量は減少傾向に歯止めがかからず、令和5年の国民健康・栄養調査では過去最低を記録（野菜256g、果実93g・20歳以上1人1日当たり）。
- 若年層は摂取量が少ないことや、高齢層は摂取量が多いものの近年の減少幅が大きいことなど年齢層や性別によって、摂取量や経年変化の状況が異なる。
- これまでの「運動論」による推進だけでは、摂取量の改善が図られていないため、施策の再構築が必要。
- 国民の健康維持・増進、さらには野菜・果樹農業の維持拡大のために、摂取量の維持・拡大を図る必要がある。

調査・分析

○野菜・果実の消費動向調査  
（アンケート調査・分析）



実証

○青果物消費拡大実証  
（ナッジ理論を活用した行動変容の取組の実証）



情報発信

○野菜・果実の情報発信  
（Webページ、SNSの活用）



野菜・果実の摂取向上  
生産者の所得拡大

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち  
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地間及び産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や有機農業実施計画の策定を支援します。あわせて同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や、産地間の連携による大ロットでの販路拡大や輸出拡大の取組、産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

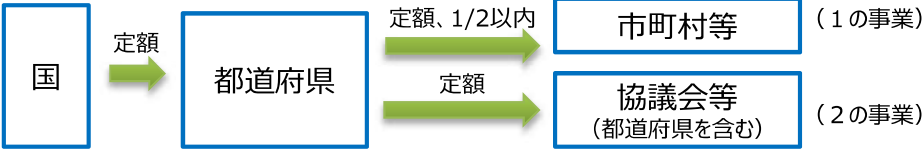
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

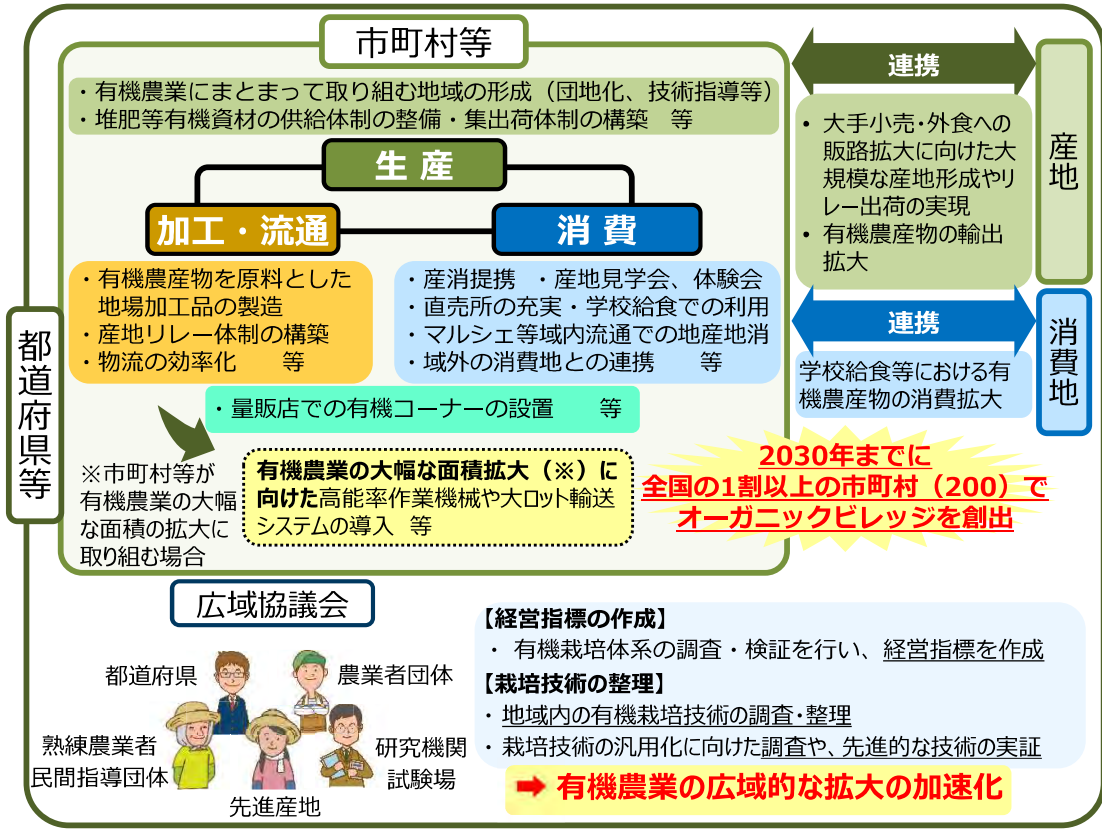
2. 有機農業を広く県域で指導できる環境整備

広く県域で取組を行う協議会等が行う有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち  
国産有機農産物等需要拡大支援事業

＜対策のポイント＞  
国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、生産者と事業者間のマッチング等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

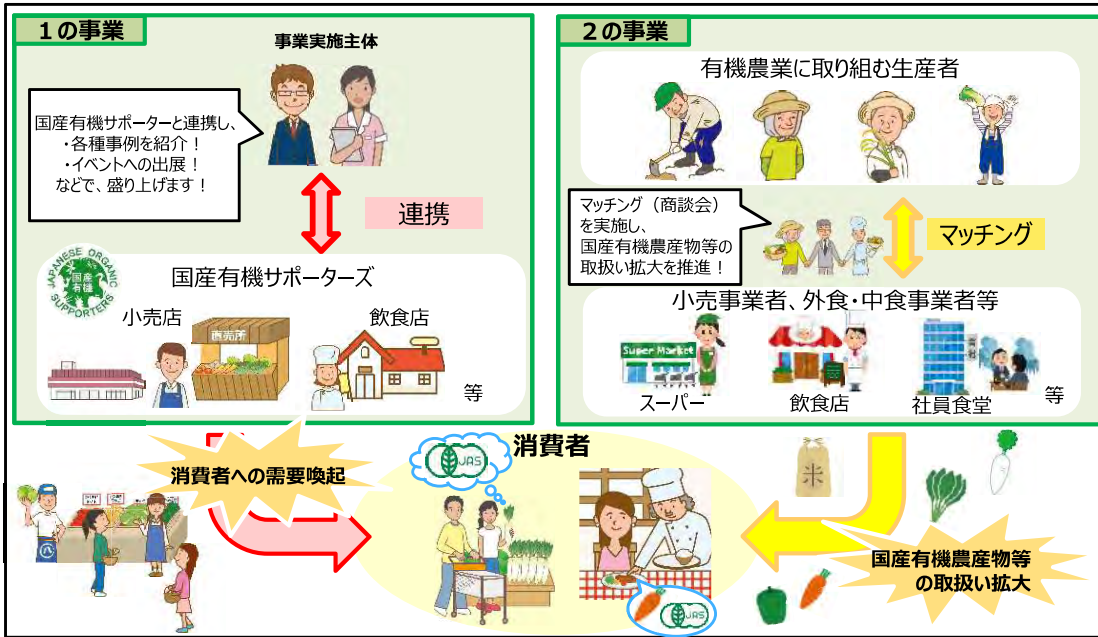
国産有機食品に対する消費者の購買意欲向上のため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップの開催や展示会への出展等の取組を支援します。

2. 国産有機農産物等取扱い拡大推進事業

国産有機農産物等の取扱いの拡大を推進するため、有機農業に取り組む生産者と、国産有機農産物等の取扱いを希望する小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチングの開催を支援します。

＜事業イメージ＞

・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要  
・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要



＜事業の流れ＞



・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進  
・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

農山漁村振興交付金のうち  
地域資源活用価値創出対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。
- ⑤ インバウンドの滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等との連携を促し、GI産品等を活用した食コンテンツの開発、ガイドの育成・確保等の取組を支援します。

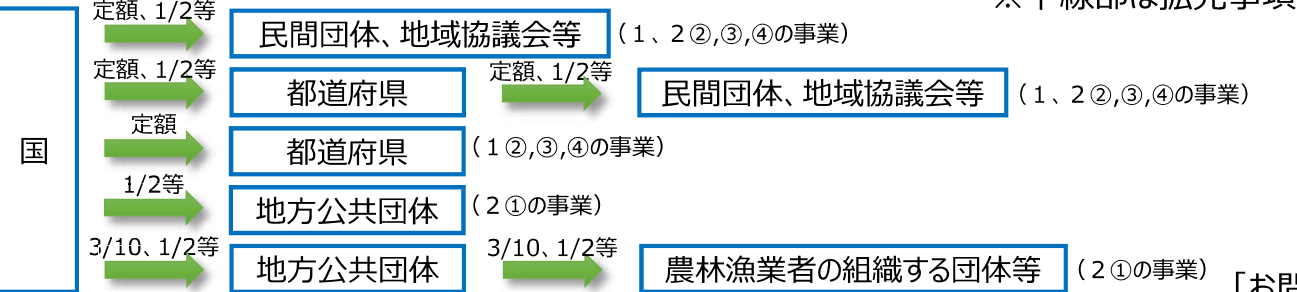
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。
- ④ 「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

⑤インバウンド食関連消費拡大型



GI産品等を活用した食コンテンツの開発

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



遊休施設を活用した滞在施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

④インバウンド食関連消費拡大型



食関連施設（古民家レストラン等）の整備

【お問い合わせ先】 農林振興局都市農村交流課（03-6744-1855）

# 農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

## <対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

### 2. 都市農業共生推進等地域支援事業

#### ① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

#### ② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

#### ③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

#### ● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

#### ● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

#### ● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



#### <各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。

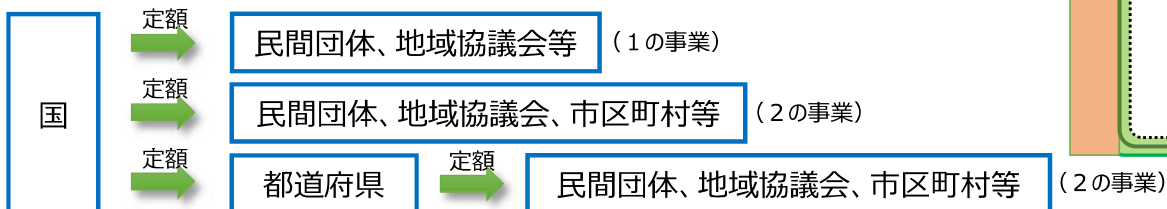


貸借



都市農業者（担い手）

## <事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）<sup>55</sup>

持続可能な水産物消費拡大推進事業 令和8年度予算概算要求額 1,393百万円（前年度 582百万円）の内数

＜対策のポイント＞

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、**魚食普及活動**や**消費者等に向けた情報発信**を支援します。

＜事業目標＞

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 学校給食等における魚食普及活動の推進

幼少期からの魚食経験を通じた魚食普及を推進するため、国産水産物の学校給食への利用を促進する学校給食関係者を対象とした講習会の開催、学校等における魚食に係る指導に必要な教材の作成、**学校給食を活用した地場・国産水産物の魚食普及**、体験型の魚食に関する出前・課外授業の開催を支援します。

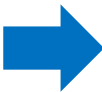
2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

1,000を超える「さかなの日」賛同メンバー等と協働して、水産物の消費拡大の取組を推進するため、「さかなの日」賛同メンバーの連携を図るための取組のほか、官民が連携した消費者の水産物サステナ消費を喚起する情報の発信や、**Fish-1グランプリ**や「さかなの日」の枠組みを活用した**地場水産物及び食害魚の付加価値向上**及び消費喚起の取組、水産物消費に係る消費者のマイナス特性を解消する情報の発信を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 魚食普及活動の推進

魚食に親しむ機会の提供



- ・給食関係者に対する講習会の開催
- ・栄養教諭等が活用する魚食指導教材作成
- ・学校給食での地場水産物を活用した魚食普及
- ・体験型の魚食授業の開催

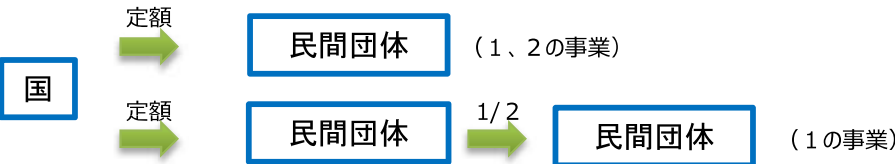
2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

「さかな×サステナ」をコンセプトとする「さかなの日」等の官民協働による水産物消費拡大の取組の定着



- ・「さかなの日」賛同メンバーの取組の情報発信
- ・Fish-1グランプリ及び「さかなの日」の枠組みを活用した地場水産物及び食害魚の高付加価値化、消費喚起
- ・水産物消費に係る消費者のマイナス特性を解消する情報やサステナ消費を喚起する情報の発信

＜事業の流れ＞



持続可能な水産物の消費の拡大



【お問い合わせ先】水産庁加工流通課（03-6744-2350）<sup>56</sup>

＜対策のポイント＞

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

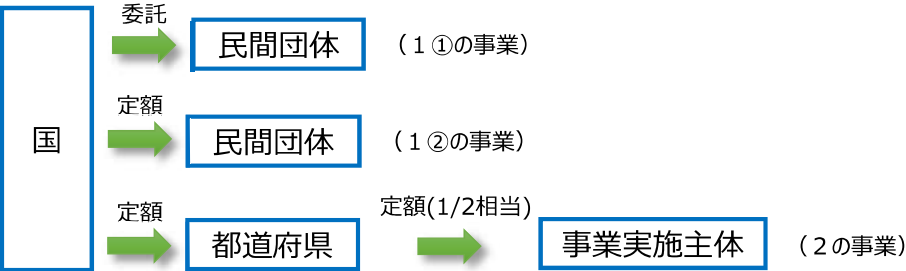
② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

2. 海業取組促進事業

地域において漁業者等が海業への一步を踏みだし、実施計画策定を目指すため、漁業共同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>  
漁業所得の向上を目指す「**浜の活力再生プラン（浜プラン）**」の**着実な推進**を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

<政策目標>  
浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業  
浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業  
漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、プラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加**や施設の適切な維持管理に資する**長寿命化対策等**について拡充します。

3. 海業推進事業  
海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加等**について拡充します。

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）  
・地域自ら策定する「**浜の活力再生のための行動計画**」  
・漁業所得を10%以上向上させることが目標

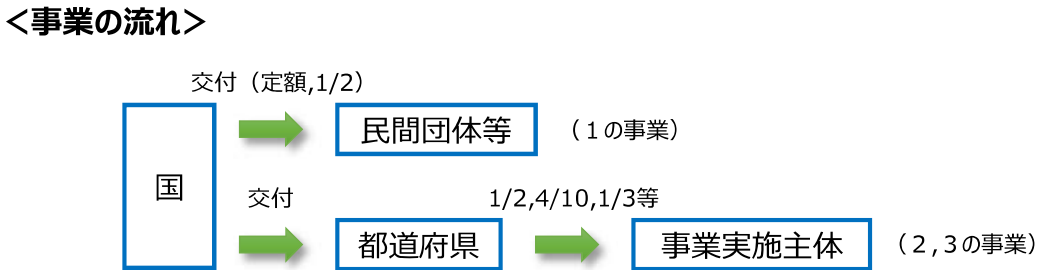
<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業  
<ハード事業>  
・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援  
・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援  
・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援  
・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援

<ソフト事業>  
・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援  
・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援  
・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業  
<ハード事業>  
・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援



# ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 （１）ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和8年度概算要求額 7.0億円（4.0億円）

商務・サービスグループヘルスケア産業課

## 事業の内容

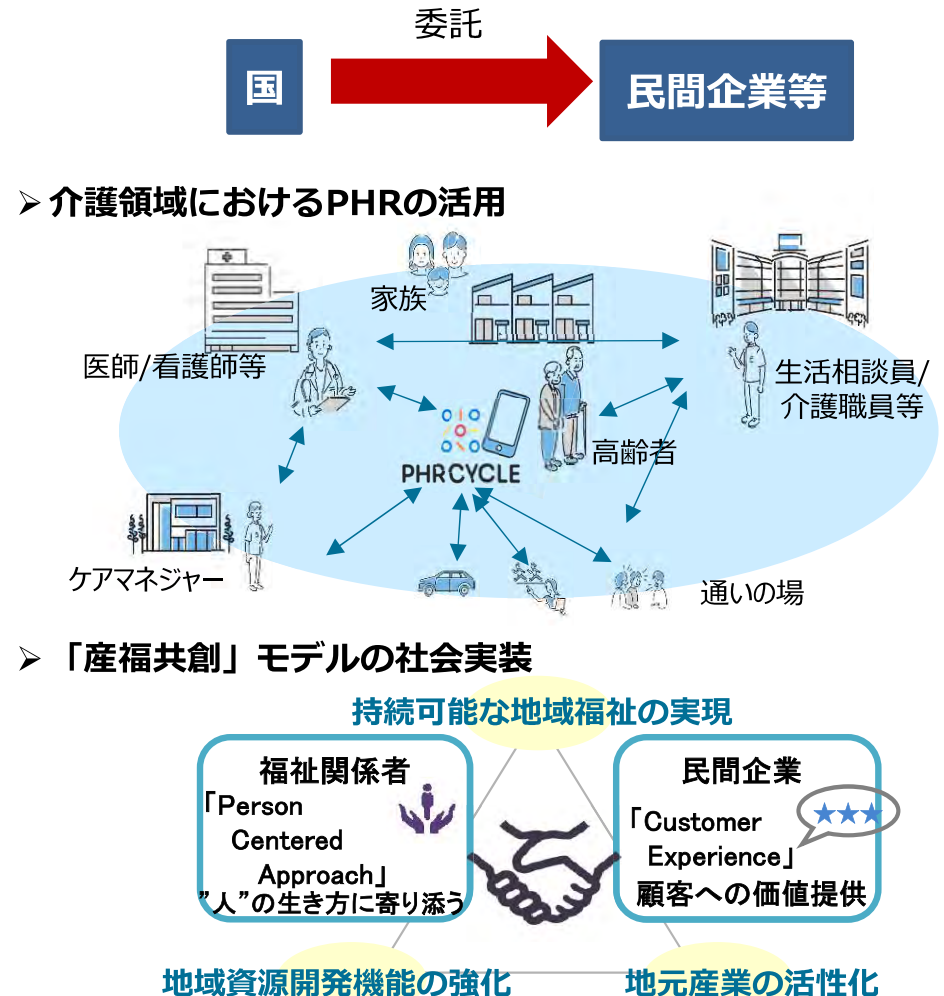
### 事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

### 事業概要

- ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のより効果的な取組の評価・分析や情報開示の推進、若年層等への更なる普及拡大、国際的な需要喚起等に取り組む。
- ② 個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、医療・介護等の領域において、サービス利用者自身の健康等情報である Personal Health Record（以下「PHR」）を活用したユースケースの創出を推進する。また、これらのサービスの利活用に加えて、生成AI等の新たな技術をヘルスケアサービスに利活用するための、環境整備に取り組む。
- ③ 多様化する介護需要への対応として、「産福共創」モデルの社会実装を通じた高齢者・介護関連サービス産業の振興に取り組むとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。
- ④ ヘルスケアスタートアップの成長と国内外での事業展開を後押しするため、地域の医療機関・介護施設等のフィールドとのマッチングやエビデンス構築、実証体制確立等を支援する「社会実装推進拠点」の整備を強化するとともに、海外展開や薬事対応等ヘルスケア分野の特色を踏まえたアドバイスが可能な専門家による伴走支援を実施する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。

## 食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の早期達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

### 2. 事業内容

#### 1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体における食品ロス量実態把握・発生要因の分析・調査支援

#### 2. 消費者等の行動変容の促進

- 家庭系食品ロス削減に関する取組の地域実装支援と効果検証
- mottECO導入拡大に向けた伴走支援
- 食品ロスポータルサイトの拡充

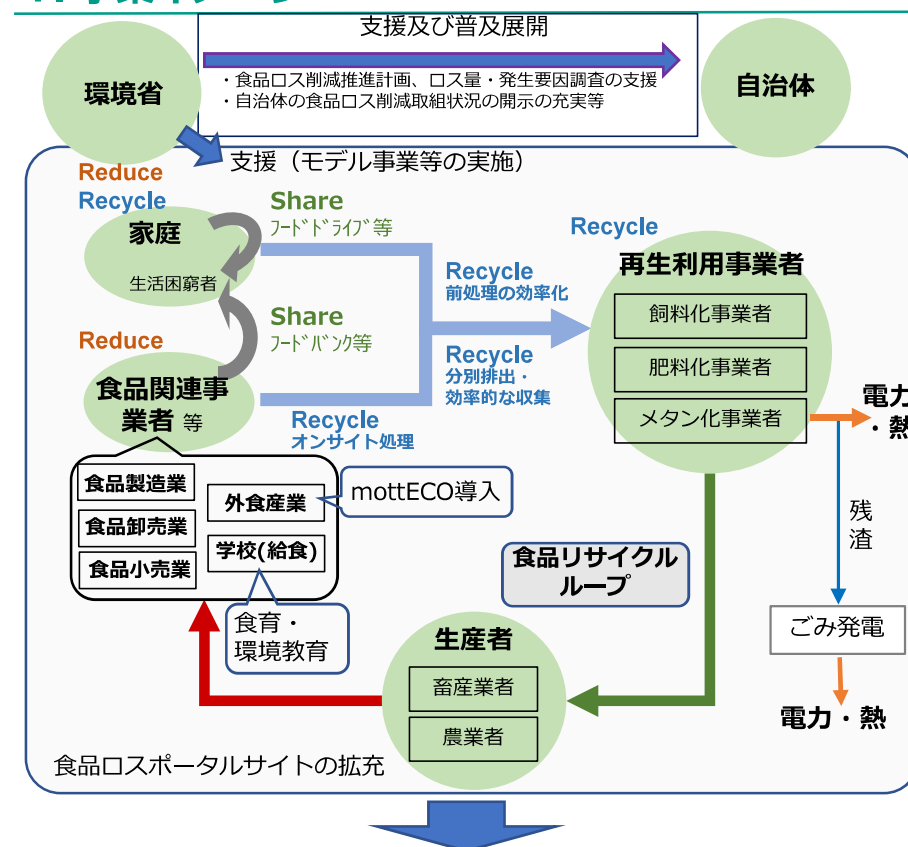
#### 3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導
- 食品循環資源の再生利用等実施率向上に向けた支援と効果検証

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

### 4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上

# 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業



【令和8年度要求額（一般分） 455百万円(120百万円)（特会分） 2,629百万円(3,054百万円)】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

## 1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

## 2. 事業内容

(1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

①デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。

②H29～R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。

③マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

④昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。

⑤持続的にインセンティブ原資を創出し得るビジネスモデル化の検討・検証を行う。

(2)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

(1)委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））

(2)委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）

### ■委託先・補助対象

委託事業：民間事業者・団体等

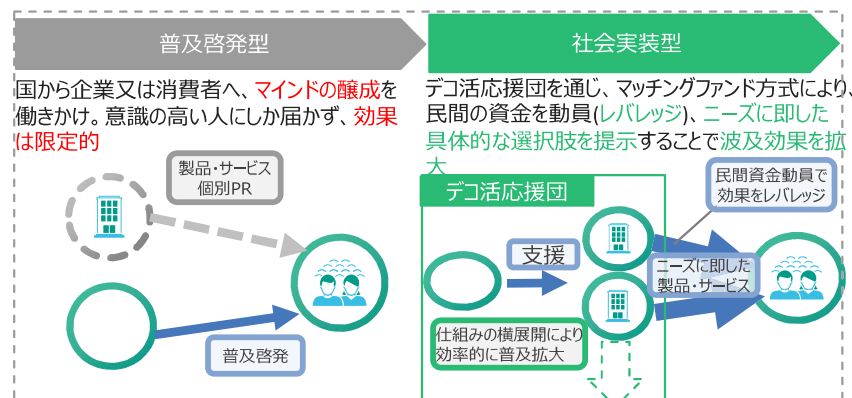
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等

### ■実施期間

(1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し